

# 飛翔

人事委員会年報

平成28年度

佐賀県人事委員会

# 目 次

## 全 般 事 項

### I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	平成28年度予算	3

### II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	11

## 業 務 の 執 行

### I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	12
2	勤務条件に関する措置要求	12
3	不利益処分についての審査請求	12
4	苦情相談の状況	13
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	13
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	13
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	13
	(1) 規則の制定又は改正等	13
	(2) 告示の制定又は改正等	13

### II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	14
2	管理職員等の範囲一覧表	17
3	職員団体の登録	19
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	19

### III 任用事務

1	採用試験	20
	(1) 平成28年度採用試験の概要	20
	(2) 平成28年度採用試験の実施状況	24
	(3) 採用試験の過去の実施状況	25
	(4) 受験者数の推移	29
2	採用選考	30
3	昇任選考	32

4	転任協議	3 2
5	公益的法人等への職員派遣	3 2
6	任期付職員採用	3 2
7	任用関係規則の改正状況	3 2
IV 給与事務		
1	職員の給与に関する報告	3 3
	(1) 県職員の給与等	3 3
	(2) 県職員の給与と民間給与との比較	3 3
	(3) 県職員と国家公務員との比較	3 4
	(4) 県職員の給与について	3 4
2	公務運営に関する報告	4 1
	(1) 多彩で優秀な人材の確保・育成	4 2
	(2) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備・活用	4 4
	(3) 勤務環境の整備	4 4
	(4) 雇用と年金の接続及び再任用制度	4 9
	(5) 服務規律の確保	4 9
3	給与関係規則及び運用通知の改正状況	5 0
	(1) 規則の制定又は改正等	5 0
	(2) 運用通知の制定又は改正等	5 3
4	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	5 5
	(1) 研修、表彰等による昇給	5 5
	(2) その他	5 5
V 職員の勤務条件関係事務		
1	労働基準監督機関としての職権行使	5 6
	(1) 事業場の区分	5 6
	(2) 労働基準監督機関の職権行使	5 7
	(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 8
	(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	5 8
2	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	5 9
	(1) 規則の制定又は改正等	5 9
	(2) 告示の制定又は改正等	6 0
	(3) 運用通知の制定又は改正等	6 0
3	職員の退職管理に関する規則等の改正状況	6 0
	(1) 規則の制定又は改正等	6 0
	(2) 再就職者による依頼等の届出	6 0
VI 公平委員会の受託事務関係		
1	受託団体	6 1
2	勤務条件に関する措置要求	6 1
3	不利益処分についての審査請求	6 1
4	苦情相談の状況	6 1

5	職員団体事務	6 2
	(1) 管理職員等の範囲	6 2
	(2) 職員団体の登録	6 3

# 全般事項

## I 組織の概要

### 1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

### 2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

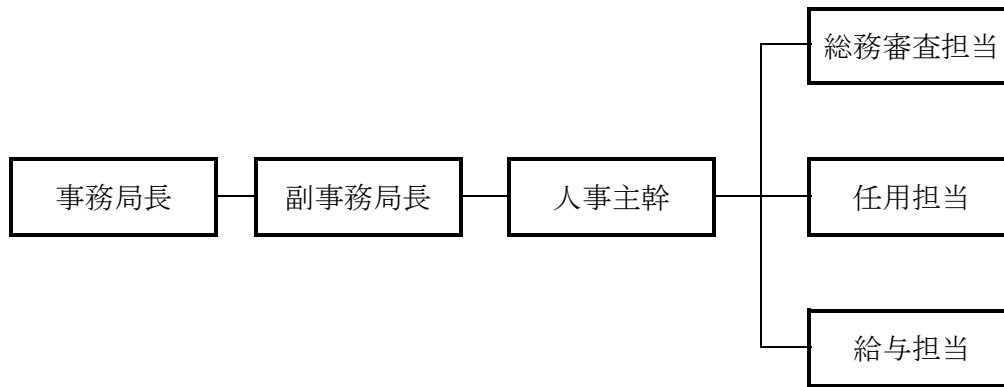
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

### 3 人事委員会委員

(平成29年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	大西 憲治	H27. 8. 3 ~ H31. 8. 2	元県本部長	H23. 8. 3 委員就任 H23. 8. 9 委員長就任 H27. 8. 3 委員再任 H27. 8. 6 委員長就任
委員 (非常勤)	松尾 弘志	H27. 8. 3 ~ H31. 8. 2	弁護士	H23. 8. 3 委員就任 H27. 8. 3 委員再任
委員 (非常勤)	江口 英子	H27. 7. 9 ~ H30. 3. 29	団体役員	H27. 7. 9 委員就任

#### 4 事務局の組織



#### 5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守・文書の收受、発送、保存に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 10 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 11 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 12 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 13 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
任用担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験、選考その他任用に関する事。 3 職員の臨時的任用に関する事。 4 職員の定年等に関する事。 5 職員の研修及び人事評価制度に関する事。 6 職員の人事記録の管理その他人事統計報告に関する事。
給与担当	1 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 2 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 3 職員の給与その他給与に関する事。 4 職員に対する給与の支払監理に関する事。

## 6 事務局の職員

(平成28年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		社 頭 文 吾	H26. 4. 1
副 事 務 局 長		岸 川 文 広	H28. 4. 1
人 事 主 幹		中 野 修 二	H27. 4. 1
総務審査担当	係 長	岩 本 秀 治	H28. 4. 1
	主 査	西 川 輝 幸	H27. 4. 1
	主 査	鶴 澤 直 子	H27. 4. 1
	主 査	亀 崎 千 春	H24. 4. 1
	主 事	筒 井 泰 地	H27. 4. 1
任 用 担 当	係 長	藤 田 啓 三	H27. 4. 1
	主 査	安 田 和 樹	H27. 4. 1
	主 査	行 弘 弥 加	H28. 4. 1
	主 事	五 反 田 愛 梨	H26. 4. 1
給 与 担 当	係 長	牛 島 一 昭	H26. 4. 1
	主 査	本 田 友 厚	H27. 4. 1
	主 事	江 口 晃 代	H28. 4. 1
	非常勤嘱託職員	嘉 村 由 美 子	H28. 4. 1

## 7 平成28年度予算

(単位:千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	178		178	雑 入 (財源充当) 653
	〃 (警務課財源充当分)			(279)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	473	2	475	
	合 計	651	2	653	
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 6,528
	職員給与費	115,733	△5,311	110,422	給 料 58,263
	人 件 費 小 計	122,261	△5,311	116,950	職員手当等 32,145
	委員活動費	568	△94	474	共 済 費 20,014
	事務局一般運営費	4,761	△207	4,554	報 酬 2,095
	任用関係事務費	21,289	△2,280	19,009	職員手当等 476
	給与調査研究費	1,316	△425	891	共 済 費 344
	公平審査費	496	△248	248	報 償 費 321
	労働基準監督等事務費	155	△27	128	旅 費 3,171
	市町村等公平委員会受託事務処理費	473	2	475	交 際 費 50
	事 業 費 小 計	29,058	△3,279	25,779	需 用 費 3,293
	合 計	151,319	△8,590	142,729	役 務 費 359
					委 託 料 10,163
				使 賃 料 1,910	
				負 担 金 3,597	

## II 人事委員会

### 1 人事委員会の開催状況

平成28年度における人事委員会の会議は定例会24回、臨時会3回、計27回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
H28. 4. 8 (定例会)	(報告事項) 1 平成27年度苦情相談の状況について 2 有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について 3 平成28年度佐賀県職員採用試験の検討状況について 4 平成27年度佐賀県職員採用試験合格者の採用状況について 5 平成26年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について
H28. 4. 18 (臨時会)	(議事事項) 1 平成28年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕について
H28. 4. 22 (定例会)	(議事事項) 1 平成28年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の実施要綱について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 昇給に係る勤務成績の評価終了日の承認について 4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について (報告事項) 1 平成28年職種別民間給与実態調査の実施について 2 平成28年度佐賀県職員採用試験（行政特別枠）の申込状況等について 3 懲戒処分について 4 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について 5 佐賀県高等学校教職員組合の給与減額に係る給与等請求事件の概要について
H28. 5. 13 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 平成27年（不）第1号事案に係る第3回口頭審理調書について 2 平成27年（不）第1号事案に係る経過報告について
H28. 5. 25 (定例会)	(報告事項) 1 懲戒処分について



開催年月日	議 案 等
H28. 6.13 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>2 平成27年(不)第1号事案に係る裁決書(案)について (報告事項) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について</li> <li>2 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について</li> <li>3 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の第2次試験合格者の決定について</li> <li>4 任期付研究員業績手当支給に係る判断結果について</li> <li>5 平成28年度職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> </ol> </li> </ol>
H28. 6.29 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 平成28年度佐賀県職員採用試験(U・Iターン型民間企業等職務経験者)実施要綱について</li> <li>3 平成28年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)実施要綱について</li> <li>4 人事委員会事務局職員の人事評価について</li> <li>5 平成27年(不)第1号事案に係る裁決書(案)について</li> <li>6 平成26年(不)第1号事案に係る再審査請求について (報告事項) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度佐賀県警察官B採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力について</li> <li>2 平成28年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第一次選考実施要綱について</li> <li>3 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の受験状況について</li> <li>4 平成28年職種別民間給与実態調査の完了について</li> <li>5 平成26年(不)第1号事案に係る再審査請求について</li> </ol> </li> </ol>
H28. 7.14 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成26年(不)第1号事案に係る再審請求の却下について</li> <li>3 平成27年(不)第1号事案の裁決について</li> <li>4 職員の採用選考(医師)について (報告事項) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度佐賀県警察官A特別採用試験の実施結果について</li> <li>2 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)第2次試験の実施について</li> </ol> </li> </ol>
H28. 7.29 (定例会)	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会勧告に係る要求書について</li> </ol>

開催年月日	議 案 等
H28. 8.10 (定例会)	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)における採用候補者名簿の採用予定者数の変更について</li> <li>2 人事院の給与勧告等について</li> <li>3 職員の給与等に関する報告資料の概要について</li> </ol>
H28. 8.29 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について</li> <li>2 解雇予告除外認定について</li> <li>3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について</li> <li>4 職員の給与等に関する勧告及び報告の構成について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告資料(平成28年職種別民間給与実態調査)の概要について</li> <li>2 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について</li> <li>3 平成28年度佐賀県職員採用試験(U・Iターン型民間企業等職務経験者及び高等学校卒業程度)の申込状況について</li> <li>4 公務労組連絡会等の要請書について</li> <li>5 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題について</li> <li>6 懲戒処分について</li> </ol>
H28. 9.13 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告資料の概要について</li> <li>2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等について</li> <li>3 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組、県職労・佐教組)</li> <li>4 平成28年度佐賀県職員採用試験(U・Iターン民間企業等職務経験者及び高等学校卒業程度)の申込状況について</li> <li>5 懲戒処分について</li> </ol>
H28. 9.27 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> <li>2 人事委員会事務局職員の人事評価の実施に係る知事への協議について</li> <li>3 職員の条件付採用期間の延長について</li> <li>4 組織改正等に伴う関係規則等の改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正</li> <li>(2) 級別職務区分表の一部改正</li> <li>(3) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正</li> </ol> </li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年佐賀県警察官A採用試験の実施結果について</li> <li>2 平成28年佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)に係る採用候補者名簿における採用予定者数の変更について</li> <li>3 警察官の処遇改善に係る要望について</li> </ol>
開催年月日	議 案 等

開催年月日	議 案 等
H28. 10. 4 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について (県職労・佐教組)
H28. 10. 11 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
H28. 10. 25 (定例会)	(議事事項) 1 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 懲戒処分について 2 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 3 職員団体との事前会見 (委員長会見) 及び勧告当日会見について 4 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 5 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正に係る検討状況について
H28. 11. 16 (定例会)	(議事事項) 1 平成28年度佐賀県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の最終合格者の決定について (報告事項) 1 平成27年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について
H28. 11. 24 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について (1) 乙第61号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) (2) 乙第63号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (案) (3) 乙第64号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (4) 乙第65号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (5) 乙第68号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) 2 平成28年度佐賀県職員採用試験 [U・Iターン型民間企業等職務経験者] の最終合格者の決定について 3 平成28年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の制定及び一部改正について (1) 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部改正について (2) 平成28年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の制定について (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (4) 期末手当及び勤勉手当の運用について (通知) の一部改正について (5) 勤勉手当の成績率の運用について (通知) の一部改正について (6) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (7) 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について (8) 特地勤務手当等支給規則の一部改正について 4 人事委員会事務局職員の人事評価の実施に係る知事への協議について (報告事項) 1 教職員給与に関する要請書について

開催年月日	議 案 等
H28. 12. 8 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 審査請求の受理について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 人事委員会事務局職員の人事評価に係る知事への協議結果について</p> <p>2 公務員獣医師の処遇改善について</p> <p>3 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正に係る検討状況について</p>
H28. 12. 21 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について</p> <p>3 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について</p> <p>4 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>7 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>8 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について</p> <p>9 佐賀県職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>10 佐賀県職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 平成28年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について</p> <p>2 勤勉手当の成績率の運用について(通知)の一部改正について</p>
H28. 12. 27 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 組織改正に伴う関係規則等の改正について</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正</p> <p>(3) 級別職務区分表の一部改正</p> <p>(4) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正</p> <p>(5) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 解雇予告除外認定について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 懲戒処分について</p>
H29. 1. 12 (定例会)	<p>(報告事項)</p> <p>1 新年度に向けた採用試験の見直しについて</p>

開催年月日	議 案 等
H29. 1. 27 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年度佐賀県職員採用試験の実施計画について</li> <li>2 平成29年度佐賀県職員採用試験〔大学卒業程度(行政特別枠)〕の実施要綱について</li> <li>3 組織改正に伴う関係規定の一部改正について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正</li> <li>(2) 級別職務区分表の一部改正</li> </ol> </li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年(審)第1号事案の答弁書及び証拠(書証)の認否について</li> <li>2 平成29年度佐賀県警察官A特別採用試験及び警察官A採用試験の実施計画の報告及び同試験における協力依頼について</li> <li>3 行政職と学校事務職の採用一元化に関する見直しの検討状況について</li> </ol>
H29. 2. 9 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般任期付職員の採用について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年度佐賀県職員採用試験の実施計画について</li> </ol>
H29. 2. 23 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乙第2号議案 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)</li> </ol> </li> <li>2 職員の採用選考について</li> <li>3 宿日直勤務の許可について</li> <li>4 昇給に係る勤務成績の評価終了日の承認について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年公委(審)第1号事案に係る審査請求人からの反論書等の提出について</li> <li>2 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について</li> <li>3 2017年民間給与実態調査等に関する申し入れについて</li> <li>4 地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書について</li> <li>5 獣医師の初任給調整手当について</li> </ol>
H29. 3. 15 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 平成28年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 扶養手当に関する規則の一部改正</li> <li>(2) 住居手当に関する規則の一部改正</li> <li>(3) 扶養手当の運用についての一部改正</li> </ol> </li> <li>3 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について</li> <li>4 警察本部における異動に伴う給料の支給の取扱いに係る承認について</li> <li>5 災害応急作業等手当の運用についての一部改正について</li> <li>6 人事委員会事務局職員の人事異動について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に係る検討状況について</li> <li>2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案について</li> </ol>

開催年月日	議 案 等
H29. 3. 27 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正</li> <li>(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正</li> <li>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正</li> <li>(4) 初任給調整手当の運用についての一部改正</li> <li>(5) 級別職務区分表の一部改正</li> <li>(6) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正</li> </ol> </li> <li>2 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について</li> <li>3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</li> <li>5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について</li> <li>6 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</li> <li>7 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について</li> <li>8 佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程等の制定について</li> <li>9 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年公委(審)第1号事案に係る再答弁書の提出について</li> <li>2 職員の昇任に係る状況報告について</li> </ol>

## 2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
H28. 11. 28	乙 6 1	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 6 3	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 6 4	佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	
	乙 6 5	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 6 8	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例	
H29. 2. 23	乙 2	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。

# 業務の執行

## I 公平審査事務

### 1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、平成28年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分 限 処 分				懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事					2		1	1	4
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					4				4
警察本部長							1		1
計					6		2	1	9

### 2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

#### (1) 措置要求の処理状況

区 分	平成 27 年度末 (H28. 3. 31) 係属件数	平成 28 年度		平成 28 年度末 (H29. 3. 31) 係属件数
		申立件数	処理件数	
措置要求	0	0	0	0

#### (2) 平成 28 年度の処理結果

なし

### 3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

#### (1) 審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区 分		平成 27 年度末 (H28. 3. 31) 係属件数	平成 28 年度		平成 28 年度末 (H29. 3. 31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 級				
	降 任	1		1	
	休 職				
	免 職				
懲 戒 処 分	戒 告	13,957			13,957
	減 給				
	停 職				
	免 職				
その他（転任など）					
合 計		13,958		1	13,957



(2) 平成 28 年度審査の結果

事案名	審査等の状況	
平成 26 年（不）第 1 号事案	再審請求却下	平成 28 年 7 月 14 日
平成 27 年（不）第 1 号事案	処分承認	平成 28 年 7 月 14 日

4 苦情相談の状況

地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づく苦情相談について、職員から平成 28 年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

相談者の所属	相談内容
知事部局	勤務条件関係（1件）
	人事異動関係（1件）
教育委員会	給与関係（1件）
計	3件

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

平成 28 年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5 条第 1 項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

平成 28 年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

次表（1）及び（2）のとおり関係規則及び告示の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
4	H29. 3. 7	H29. 3. 7	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	・行政不服審査法の改正の趣旨等を踏まえ、「不利益処分についての不服申立てに関する規則（案）」の全部改正が行われたこと等に伴い、審査請求の審理手続き等に係る規定の整備を行った。 ・その他必要と認められるものについて所要の改正を行った。

(2) 告示の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
告示 1	H29. 3. 7	H29. 3. 7	不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について	・不利益処分についての審査請求に関する規則の一部が改正されたこと等に伴い、審査請求書及び再審査請求書の様式を改正することとした。 ・その他様式について所要の改正を行うこととした。

## II 職員団体事務

### 1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
23	H28. 5. 17	H28. 5. 17	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○ 新たに指定した職</p> <p><b>【知事部局】</b>            (本庁)            ・ 部長            ・ 局長            ・ 副部長            ・ 副局長            ・ 主管課において人事を担当する副課長</p> <p><b>【教育委員会事務局】</b>            (本庁)            ・ 教育総務課：人事又は給与担当の係長            ・ 教育総務課において人事又は給与を担当する副課長</p> <p>○ 名称を変更した機関・職            (本庁)            ・ 最高情報統括監 → 情報統括監            ・ 統括政策監 → 政策統括監            ・ 法制担当の係長(法務課) → 法制担当の係長(法務私学課)            ・ 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長(職員課) → 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長(人事課)            ・ 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(職員課) → 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(人事課)            ・ 法務課副課長 → 法務私学課において法制を担当する副課長            ・ 職員課副課長 → 人事課副課長            ・ 財務課副課長 → 財政課副課長</p>

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
				<p>(現地機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔関西・中京営業本部〕 → 〔関西・中京事務所〕 本部長 → 所長</li> <li>・〔首都圏営業本部〕 → 〔首都圏事務所〕 本部長 → 所長</li> <li>九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長 → 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長</li> <li>副本部長 → 副所長</li> </ul> <p><b>【教育委員会事務局】</b> (本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁危機管理・広報監 → 教育庁危機管理・広報総括監</li> </ul> <p>○ 指定から除外した職</p> <p><b>【知事部局】</b> (本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長</li> <li>・危機管理・報道監</li> <li>・国際戦略統括監</li> <li>・企業立地統括監</li> <li>・部長（組織改編後の局長に相当する職）</li> <li>・副本部長</li> <li>・新型インフルエンザ対策総括監</li> <li>・消費者行政総括監</li> <li>・がん対策総括監</li> <li>・企業立地総括監</li> <li>・雇用対策総括監</li> <li>・人材育成総括監</li> <li>・副部長（組織改編後の副局長に相当する職）</li> <li>・企画・経営グループ長</li> <li>・政策監</li> <li>・ユニバーサル社会推進監</li> <li>・粒子線治療推進監</li> <li>・コスメティック構想推進監</li> <li>・国際戦略推進監</li> <li>・観光戦略推進監</li> </ul>

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適 用 年 月 日	規 則 名	概 要
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事担当の係長（企画・経営グループ）</li> <li>・ 企画・経営グループ長の職務を総括補佐する副課長</li> <li>・ 企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長</li> </ul> <p>（現地機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀コロニー：所長、副所長、管理課長</li> </ul> <p>【教育委員会事務局】</p> <p>（本庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画・経営グループ長</li> <li>・ 人事担当の係長（企画・経営グループ）</li> <li>・ 総務担当の係長（教育支援課）</li> <li>・ 企画・経営グループ長の職務を総括補佐する副課長</li> <li>・ 企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長</li> <li>・ 教育支援課副課長</li> </ul>
3	H29. 1. 6	H29. 1. 10	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに指定した職</li> <li>【知事部局】</li> <li>（本庁）</li> <li>・ 事務局長</li> <li>・ 事務局次長</li> <li>・ 推進監</li> <li>・ マネージャー（推進監の職務を総括補佐する者）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定から除外する職</li> <li>【知事部局】</li> <li>（本庁）</li> <li>・ 有田焼創業400年事業推進監</li> </ul>

2 管理職員等の範囲一覧表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 理事 事務局長 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 事務局次長 政策総括監 歯科医 療総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 推進 監 副課長 副センター長 マネージャー 秘書担当の 係長(秘書課) 法制担当の係長(法務私学課) 人事、給 与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長(人事課) 人 事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限 る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 参 事(教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体 を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は 給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校 人事、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人 事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限 る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主 事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限 る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	消防学校	校長
	首都圏事務所	所長 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長 副所 長
	自治修習所	所長 副所長
	公文書館	館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長 副館長
	名護屋城博物館	館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長 総務課長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	総合福祉センター	所長 副所長 総務課長
	中央児童相談所	所長
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長
衛生薬業センター	所長 副所長	

機 関		職 員	
現地機関	療育支援センター	所長 副所長 総務課長	
	九千部学園	園長 副園長 総務課長	
	虹の松原学園	園長 総務課長	
	総合看護学院	学院長 副学院長	
	精神保健福祉センター	所長	
	食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長	
	関西・中京事務所	所長	
	有田窯業大学校	副校長	
	窯業技術センター	所長 副所長	
	工業技術センター	所長 副所長	
	産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長	
	農林事務所	所長 センター長 副所長 総務課長	
	農業技術防除センター	所長 副所長	
	上場営農センター	所長 副所長	
	農業試験研究センター	本場	所長 副所長 総務課長
		分場	分場長
	農業大学校	校長 副校長	
	果樹試験場	場長 副場長	
	茶業試験場	場長	
	畜産試験場	場長 副場長 総務課長	
	家畜保健衛生所	所長 副所長	
	水産振興センター	所長	
	高等水産講習所	所長	
	林業試験場	場長	
	土木事務所	所長 副所長 総務課長	
	ダム管理事務所	所長 副所長	
	有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長	
	教育事務所	本所	所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管理主任 管理主事
		支所	支所長 管理主任
	教育センター	所長 副所長 総務課長	
県立学校	校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長		

- 備考 1 本庁の知事部局（出納局を含む）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。
- 3 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「マネージャー」とは、推進監の職務を総括補佐するマネージャーをいう。

### 3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		H28 年度の 登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働 組合	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号（県庁内）	執行委員長 石橋 正純	単位団体	1	S41. 10. 12 (S26. 5. 11)	H28. 4. 8 役員の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 小林 信一	〃	2	S41. 10. 12 (S26. 11. 26)	H28. 4. 7 役員の変更
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 古賀 政勝	〃	3	S41. 10. 12 (S26. 10. 26)	H28. 4. 7 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	武雄市武雄町昭和 4-6 昭和天神ビル 201	執行委員長 前田 一貴	連合体	6	S49. 6. 26	H28. 4. 21 役員の変更 H28. 5. 17 役員の変更

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 71 号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

### 4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）に基づく申請及び変更届は、平成 28 年度中はなかった。

### Ⅲ 任用事務

#### 1 採用試験

##### (1) 平成 28 年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
行政 (特別枠)	平成3年4月2 日から平成7年 4月1日までに 生まれた人	3月1日 ～ 3月30日	4月24日 佐賀大学・都道 府県会館(東京 都) ・教養試験 ・語学資格保有 加点  5月15日 (熊本地震発生 に伴う代替 日) 佐賀大学 ・教養試験 ・語学資格保有 加点	5月27日～ 6月3日 庁内会議室・都 道府県会館(東 京都) ・面接試験 ・論文試験(1 次試験日に 実施)  〔3次試験〕 7月7日～11 日 庁内会議室 ・面接試験	7月15日
大学卒業程度					



試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	行政 警察事務 機械 総合土木 建築 農政 水産 薬剤師 保健師 管理栄養士 少年補導職員	〔薬剤師、保健師〕 昭和62年4月2日から平成5年4月1日まで (保健師は平成8年4月1日まで)に生まれた人。それぞれの免許の取得者又は平成29年8月31日までに取得見込みの人	5月9日 ～27日	6月26日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	7月18日 佐賀大学 ・論文試験 ・適性検査 (面接試験の参考にするため)  7月30日～ 8月5日 庁内会議室 ・面接試験	8月30日
		〔管理栄養士〕 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、管理栄養士免許の取得者又は平成29年8月31日までに取得見込みの人				
		〔その他の試験区分〕 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人				

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	U・Iターン型（民間企業等職務経験者） 行政	昭和32年4月2日以降に生まれた人 県外に本社を置く民間企業等における職務経験が平成28年6月末日現在通算して5年以上ある人	7月19日～ 8月19日	アピールシートによる書類選考	10月8日～ 10日 庁内会議室・都道府県会館（東京都） ・面接試験  〔最終試験〕 11月5日～6日 庁内会議室 ・面接試験 11月6日 庁内会議室 ・論文試験  ・適性検査 （面接試験の参考にするため、10月21日～30日にWEB上で実施）	11月25日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	U・Iターン型（JICA ボランティア等経験者） 行政	昭和52年4月2日以降に生まれた人 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊又は非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が平成28年6月末日現在直近7年間で2年以上ある人	7月19日～ 9月9日	アピールシートによる書類選考	10月10日 都道府県会館（東京都） 10月15日 庁内会議室 ・面接試験  〔最終試験〕 11月13日 庁内会議室 ・面接試験 ・論文試験  ・適性検査 （面接試験の参考にするため、10月21日～30日にWEB上で実施）	11月25日
	U・Iターン型（地域おこし協力隊経験者） 行政	昭和52年4月2日以降に生まれた人 総務省の事業として地方自治体を実施する「地域おこし協力隊」として活動した経験が、平成28年6月末現在で通算して2年以上ある人	7月19日～ 9月9日	9月25日 佐賀大学 ・教養試験	10月15日 庁内会議室 ・面接試験 ・論文試験（1次試験日に実施）  〔最終試験〕 11月13日 庁内会議室 ・面接試験  ・適性検査 （面接試験の参考にするため、10月21日～30日にWEB上で実施）	11月25日
高校卒業程度	行政 警察事務 総合土木	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く。）を卒業した人は除く。	8月8日～ 26日	9月25日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（総合土木のみ）	10月18日 庁内会議室 ・作文試験 ・適性検査 （面接試験の参考にするため）  10月26日、27日 庁内会議室 ・面接試験	11月17日

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 平成28年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数(当初)	申込者数	1次受験者数(A)	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	最終合格者数(B)	倍率(A/B)
大卒学業程度	行政(特別枠)	64	1,242	1,176	256	226	128	116	64	18.4

試験名	試験区分	採用予定者数(当初)	申込者数	受験者数(A)	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数(B)	倍率(A/B)
大卒学業程度	行政	38	413	314	90	72	38	8.3
	警察事務	2	50	38	12	12	4	9.5
	機械	2	8	6	3	3	2	3.0
	総合土木	12	35	28	14	14	8	3.5
	建築	2	2	2	2	2	1	2.0
	農政	15	54	44	23	21	15	2.9
	水産	3	16	14	6	6	4	3.5
	薬剤師	2	6	5	3	2	1	5.0
	保健師	1	10	10	3	1	1	10.0
	管理栄養士	2	28	24	6	6	2	12.0
	少年補導職員	1	4	3	1	1	0	-
	計	80	626	488	163	140	76	6.4
	民間企業等職務経験者(行政)	17	400	400	100	89	17	23.5
	JICAボランティア等経験者	1	15	15	6	6	1	15.0
	地域おこし協力隊経験者	1	3	3	3	3	1	3.0
計	19	418	418	109	98	19	22.0	
高卒校業程度	行政	5	86	66	18	17	5	13.2
	警察事務	2	48	39	15	14	7	5.6
	総合土木	6	29	28	13	13	6	4.7
	計	13	163	133	46	44	18	7.4
県職員合計(特別枠含む)		176	2,449	2,215	574	508	177	12.5

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況（平成24～28年度）

年度		24						25					
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者
試験区分	項目												
	大 学 卒 業 程 度	行政	597	437	77	43	10.2	38	483	345	44	25	13.8
学校事務													
警察事務		52	39	15	9	4.3	8	80	58	9	7	8.3	4
心理		21	18	9	3	6.0	3						
電気		16	9	3	1	9.0	1	16	13	5	2	6.5	2
機械													
総合土木		52	37	21	7	5.3	6	45	32	16	8	4.0	6
建築		7	5	3	3	1.7	3	18	11	6	4	2.8	4
化学		33	18	3	1	18.0	1	31	26	3	1	26.0	1
農政		70	61	30	11	5.5	11	56	46	13	4	11.5	4
林業		12	7	5	3	2.3	3	9	6	3	3	2.0	3
水産		28	17	9	3	5.7	3	17	12	5	2	6.0	2
薬剤師								2	2	2	2	1.0	1
保健師		34	30	6	2	15.0	2	30	28	10	4	7.0	4
保健師（警察）								5	4	2	2	2.0	1
管理栄養士								46	41	3	1	41.0	1
少年補導職員								14	13	5	4	3.3	1
<b>小計</b>		<b>922</b>	<b>678</b>	<b>181</b>	<b>86</b>	<b>7.9</b>	<b>79</b>	<b>852</b>	<b>637</b>	<b>126</b>	<b>69</b>	<b>9.2</b>	<b>55</b>
民間企業経験者 （行政）		609	609	32	14	43.5	14	732	732	38	21	34.9	20
民間企業経験者 （建築）													
民間企業経験者 （薬剤師）													
U・Iターン型 JICAボランティア	22	22	3	1	22.0	1	16	16	3	1	16.0	1	
U・Iターン型 地域おこし協力隊													
行政 （特別枠）	656	369	115	27	13.7	19	1,118	1,018	97	39	26.1	24	
<b>大卒合計</b>	<b>2,209</b>	<b>1,678</b>	<b>331</b>	<b>128</b>	<b>13.1</b>	<b>113</b>	<b>2,718</b>	<b>2,403</b>	<b>264</b>	<b>130</b>	<b>18.5</b>	<b>100</b>	

26						27						28						備考
申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	
476	358	41	25	14.3	20	373	287	50	25	11.5	13	413	314	90	38	8.3	32	行政
																		学事
62	43	17	10	4.3	8	50	36	9	6	6.0	3	50	38	12	4	9.5	2	警事
																		心理
22	16	6	2	8.0	2													電気
												8	6	3	2	3.0	2	機械
37	28	13	10	2.8	9	57	32	16	11	2.9	11	35	28	14	8	3.5	8	総合土木
12	9	5	3	3.0	3	10	9	3	2	4.5	2	2	2	2	1	2.0	0	建築
26	21	3	1	21.0	1	24	14	6	2	7.0	2							化学
67	55	27	10	5.5	10	56	43	12	6	7.2	6	54	44	23	15	2.9	15	農政
12	7	3	3	2.3	3	8	4	1	1	4.0	1							林業
11	9	4	2	4.5	2	16	10	4	2	5.0	2	16	14	6	4	3.5	4	水産
5	2	2	2	1.0	2	6	6	3	3	2.0	3	6	5	3	1	5.0	1	薬剤
46	41	16	7	5.9	6	15	14	6	2	7.0	2	10	10	3	1	10.0	1	保健
																		保(警)
												28	24	6	2	12.0	2	栄養
												4	3	1	0	-	0	少補
<b>776</b>	<b>589</b>	<b>137</b>	<b>75</b>	<b>7.9</b>	<b>66</b>	<b>615</b>	<b>455</b>	<b>110</b>	<b>60</b>	<b>7.6</b>	<b>45</b>	<b>626</b>	<b>488</b>	<b>163</b>	<b>76</b>	<b>6.4</b>	<b>67</b>	<b>小計</b>
471	471	101	23	20.5	18	389	389	103	20	19.5	18	400	400	100	17	23.5	14	U・I 行政
14	14	9	3	4.7	2	18	18	9	3	6.0	2							U・I 建築
						3	3	3	2	1.5	2							U・I 薬剤
16	16	3	2	8.0	2	13	13	6	2	6.5	2	15	15	6	1	15.0	1	JICA
						1	1	1	0	-	-	3	3	3	1	3.0	1	地 域 おこし
1,020	897	161	47	19.1	35	1,225	1,144	251	63	18.2	40	1,242	1,176	256	64	18.4	43	行特
<b>2,297</b>	<b>1,987</b>	<b>411</b>	<b>150</b>	<b>13.2</b>	<b>123</b>	<b>2,264</b>	<b>2,023</b>	<b>483</b>	<b>150</b>	<b>13.5</b>	<b>109</b>	<b>2,286</b>	<b>2,082</b>	<b>528</b>	<b>159</b>	<b>13.1</b>	<b>126</b>	<b>大卒計</b>

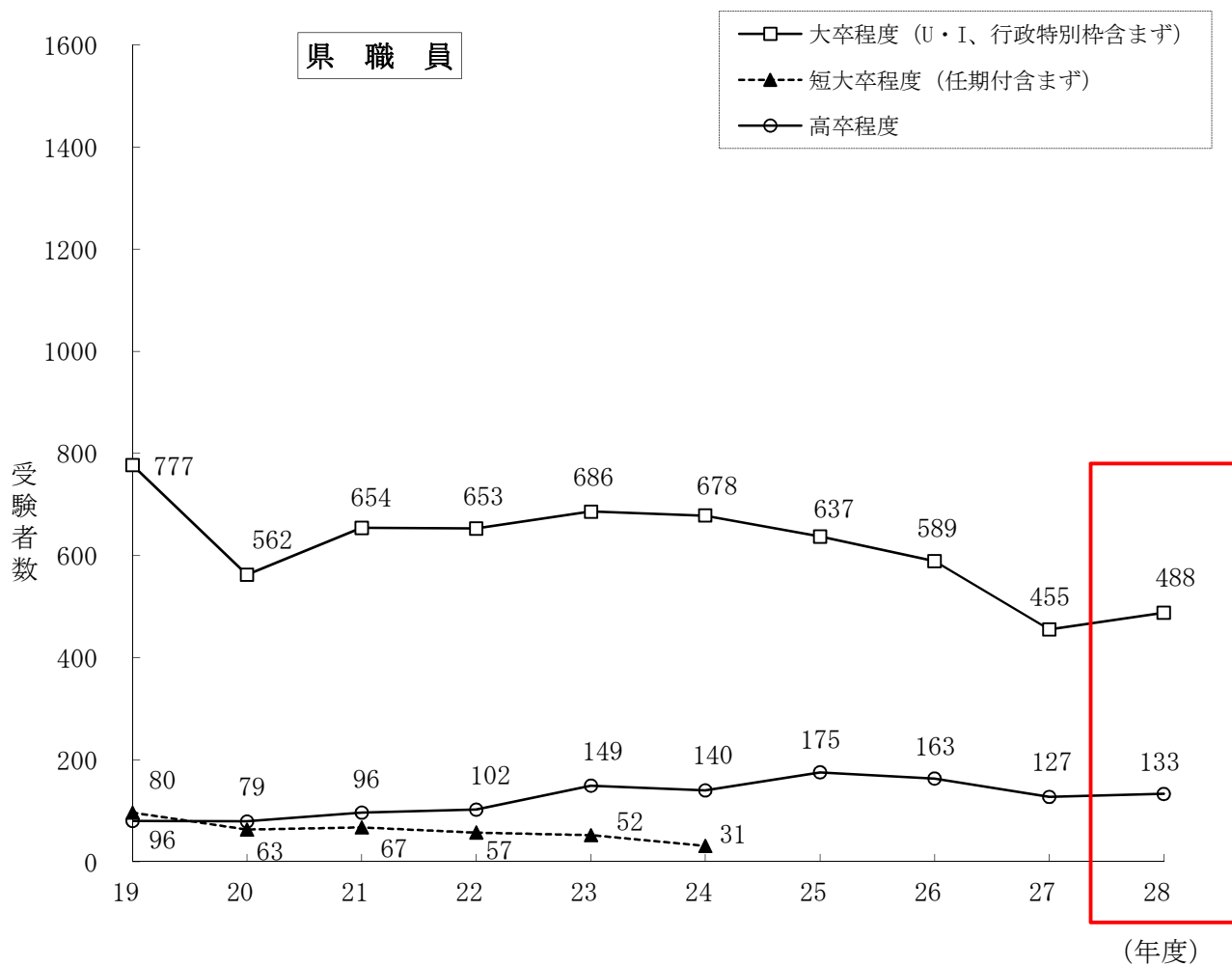
年度 項目 試験区分		24						25					
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者
短大卒業程度	学校栄養職員	34	31	3	1	31.0	0						
	臨床検査技師												
	任期付職員 (生活指導員)	20	18	12	9	2.0	9						
	<b>短大卒計</b>	<b>54</b>	<b>49</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>4.9</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>0</b>
高校卒業程度	行政	116	95	27	10	9.5	10	129	98	17	5	19.6	5
	警察事務	31	29	15	9	3.2	4	73	64	10	7	9.1	5
	電気												
	総合土木	17	16	13	5	3.2	5	8	8	3	2	4.0	1
	林業							10	5	3	1	5.0	1
	<b>高卒計</b>	<b>164</b>	<b>140</b>	<b>55</b>	<b>24</b>	<b>5.8</b>	<b>19</b>	<b>220</b>	<b>175</b>	<b>33</b>	<b>15</b>	<b>11.7</b>	<b>12</b>
<b>県職員計</b>		<b>2,427</b>	<b>1,867</b>	<b>401</b>	<b>162</b>	<b>11.5</b>	<b>141</b>	<b>2,938</b>	<b>2,578</b>	<b>297</b>	<b>145</b>	<b>17.8</b>	<b>112</b>
警察官	警察官A〔第1回〕 (男性)	227	170	78	39	4.4	25	195	149	81	40	3.7	24
	警察官A〔第1回〕 (女性)	55	38	9	4	9.5	3	46	24	9	4	6.0	3
	警察官A〔第2回〕 (男性)一般	338	196	66	33	5.9	24	332	202	66	33	6.1	14
	警察官A〔第2回〕 (女性)一般	81	41	9	4	10.3	1	57	34	9	4	8.5	2
	〃 武道指導(柔道)	2	2	2	2	1.0	2	2	2	2	2	1.0	2
	〃 武道指導(剣道)	2	2	1	1	2.0	1	4	4	3	2	2.0	2
	警察官B(男性) 一般	384	226	76	38	5.9	24	414	281	76	38	7.4	27
	警察官B(女性) 一般	81	52	15	7	7.4	5	124	87	9	5	17.4	1
	〃 武道指導(柔道)	1	1	1	1	1.0	1	2	2	1	1	2.0	1
	〃 武道指導(剣道)	1	1	1	1	1.0	1	2	2	0	0	-	0
<b>警察官計</b>		<b>1,172</b>	<b>729</b>	<b>258</b>	<b>130</b>	<b>5.6</b>	<b>87</b>	<b>1,178</b>	<b>787</b>	<b>256</b>	<b>129</b>	<b>6.1</b>	<b>76</b>

26						27						28						備考	
申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者		
																			学業
																			臨検
																			任期
0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	短卒計	
101	85	18	5	17.0	4	73	63	16	5	12.6	4	86	66	18	5	13.2	3	行政	
61	57	21	11	5.2	7	53	47	12	8	5.9	3	48	39	15	7	5.6	3	警事	
																		電気	
18	15	9	6	2.5	4	19	17	7	6	2.8	2	29	28	13	6	4.7	3	総土	
10	6	3	1	6.0	1													林業	
190	163	51	23	7.1	16	145	127	35	19	6.7	9	163	133	46	18	7.4	9	高卒計	
2,487	2,150	462	173	12.4	139	2,409	2,150	518	169	12.7	118	2,449	2,215	574	177	12.5	135	県計	
<p>※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している</p>																		警A(1)男	
																		警A(1)女	
																		警A(2)男一般	
																		警A(2)女一般	
																		警A(2)柔道	
																		警A(2)剣道	
																		警B男一般	
																		警B女一般	
																		警B柔道	
																		警B剣道	
																		警計	



(4) 受験者数の推移 (平成19~28年度)

(人)



## 2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、その職の特殊性及び公募の困難性等から、競争試験によって必ずしも適格者が得られない場合は、選考によって職員の採用を行うことができるとされている。

選考は、特定の対象者がその職務の遂行に必要な一定水準以上の能力を有しているかどうかを経歴、学歴、知識、免許資格又は必要に応じ筆記考査の実施等により行っている。

〔選考職種〕

### ●特殊の免許、資格を必要とする職

#### 【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

#### 【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

#### 【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

### ●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官

### ●身体障害者をもって充てる職

なお、平成 28 年度の採用選考合格者（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(ア) 採用選考の状況 (イ) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			2号			3号			5号			8号			知事	教委	警察	
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級													1			1	0	0	1
副部長級																0	0	0	0
課長級		3	1							1						1	3	1	5
副課長級	1				3					1			1			3	3	0	6
係長級	26	6	1							1		1	1		2	28	6	4	38
主事級	12												12	1		24	1	0	25
警視級									2							0	0	2	2
警部級									2							0	0	2	2
警部補級									1			1			1	0	0	3	3
巡查部長級									2							0	0	2	2
巡查級									6							0	0	6	6
合計	39	9	2	0	3	0	0	0	13	3	0	2	15	1	3	57	13	20	90

- ※ 1号 国等からの採用  
 2号 学校事務職員の学校間の引き続いた採用  
 3号 他県からの警察官の採用  
 5号 かつて職員であった者の採用  
 8号 競争試験によることが不適当な職への採用

(イ) 身体障害者を対象とする県職員採用選考の状況

- ・ 第1次選考 平成28年9月22日(木・祝) 教養試験  
 申込者6名 受験者6名 第1次選考合格者4名

※平成26年度から第2次選考以降は人事課において実施している。

【参考】第2次選考(作文試験、面接試験) 受験者4名 最終合格者1名

### 3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

### 4 転任協議

職員を現在任用されている職種から、採用条件の異なる他の職種へ任用する場合は、人事委員会に協議を要することとしており、一般的には経歴、学歴、技能又は免許等により、若しくは必要に応じて競争試験に準じた転任試験を行い、その適否を判断している。平成 28 年度、転任協議に同意した件数は、教育委員会の合計 10 件であった。

### 5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則に基づき派遣先団体の指定を行っている。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

#### (1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣（条例第 2 条第 1 項）				計
	1 号〔社団法人、財団法人〕	2 号〔地方独立行政法人〕	3 号〔政令指定法人〕	4 号〔その他法人〕	
団体数	10	1	9	6	26

#### (2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣（条例第 11 条第 1 項）		計
	1 号 〔県出資 25%以上法人〕	2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕	
法人数	1	1	2

### 6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、採用期間の更新承認を行っている。

### 7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
20	H28. 3. 31	H28. 4. 1	佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	・地方公務員法の改正に伴う改正（職員の昇任に関する規定を削除等）

## IV 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、平成 28 年 4 月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、平成 28 年 10 月 11 日、県議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与に関する報告及び公務運営に関する報告を行った。

### 1 職員の給与に関する報告

#### (1) 県職員の給与等

平成 28 年 4 月における在職者は 12,331 人である。これら県職員の平均年齢 43 歳 9 月、男女別構成は男 61.5%、女 38.5%、学歴別構成は大学卒 81.4%、短大卒 6.2%、高校卒 12.4%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

#### 【行政職給料表適用職員の状況】

項 目		年 月	平成 28 年 4 月	平成 27 年 4 月
職 員 数			3,343人	3,368人
平 均 年 齢			43 歳 2 月	43 歳 4 月
平均在職年数			19 年 7 月	19 年 11 月
平均経験年数			21 年 1 月	21 年 3 月
学歴別構成比	大 学 卒		71.8 %	70.7 %
	短 大 卒		4.0 %	4.2 %
	高 校 卒		24.3 %	25.1 %
	中 学 卒		- %	0.0 %
男女別構成比	男		73.1 %	73.7 %
	女		26.9 %	26.3 %

また、平成 28 年 4 月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	335,271 円	786 円	— 円	10,986 円	637 円	347,680 円
全職員	352,714 円	1,419 円	7,392 円	9,943 円	264 円	371,732 円

#### (2) 県職員の給与と民間給与との比較

##### ア 月例給

県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の平成 28 年 4 月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、県職員の給与と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 237 円(0.06%)上回っていた。

## イ 特別給

平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当している。

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A-B)
368,803 円	369,040 円	△237 円 (△0.06%)

### (3) 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成 27 年地方公務員給与実態調査(平成 27 年 4 月 1 日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける者)の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は 99.6 であった。

なお、平成 28 年 4 月 1 日時点でのラスパイレス指数を、平成 28 年の国家公務員給与等実態調査の結果を用いて本委員会が試算したところ、100.5 となった。

### (4) 県職員の給与について

#### ア 本年の県職員の給与

県職員に於ては行政職、民間に於てはこれに相当する職種(事務・技術関係)の給与について、平成 28 年 4 月時点で比較を行った結果、県職員の月例給与が民間給与を 237 円(0.06%)上回っている。

加えて、平成 28 年 4 月 1 日時点でのラスパイレス指数を試算したところ 100.5 となり、県職員が国家公務員を上回っている。このため、本委員会としては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引下げ改定を行う必要があると判断した。

特別給については、県職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.12 月下回っていた。このため、平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月までの 1 年間に於ける民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を 0.1 月分引き上げる必要があると判断した。

#### (ア) 給料表

##### (行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、全号給に於いて 0.065%引き下げる必要がある。

なお、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う必要がある。

##### (行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため、国の俸給表に準じた改定とする。

##### (給与制度の総合的見直しに伴う経過措置額)

給料表の引下げ改定を行うことに伴い、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 78 号)附則第 7 条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 83 号)附則第 5 条の規定による給料(以下「経過措置額」という。)の算

定基礎額となる額については、経過措置額が平成 27 年 4 月から実施された「給与制度の総合的見直し」における給料表の制度的引下げに伴う激変緩和措置として設けられたことに鑑みると、総合的見直し前の額を公民較差の解消のための給与引下げが行われる場合においても保障する性質のものではないと考えられることから、給料表の引下げ改定に伴い引き下げることとする。その対象は、今回の改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員とし、引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に 100 分の 99.935（民間給与との較差、給料表の引下げ改定幅等を考慮して算出した割合）を乗じて得た額とする。

#### (イ) 初任給調整手当

人事院は、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、引き上げる旨の勧告を行ったところである。

本県における医師及び歯科医師の初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするため初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表（一）の改定に合わせて支給額を改定してきている。平成 28 年は同給料表について、国の俸給表に準じた改定を行うことから、同手当についても所要の改定を行う必要がある。

#### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月までの 1 年間に於いて民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.1 月分引き上げ、年間 4.30 月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、平成 28 年度については、12 月期の勤勉手当に配分し、平成 29 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

#### (エ) 改定の実施時期等

平成 28 年の民間給与との較差に基づく給与改定は、県職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための佐賀県職員給与条例等の規定は、県職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施する必要がある。

県職員と民間の給与は平成 28 年 4 月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で県職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものであると考える。

この調整については、平成 28 年 12 月期の期末手当において行うこととし、同手当の額において、民間給与との較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずる必要がある。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、平成 28 年 4 月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目のうち、給料及び給料の改定に伴い額が増減する給与の合計額に給料表の改定率（ $\Delta 0.065\%$ ）を乗じて得た額に、平成 28 年 4 月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、平成 28 年 6

月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に給料表の改定率を乗じて得た額とを合算した額を基にして調整する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表適用者についても、国に準じて改定を行う医療職給料表(一)の適用者を除き、行政職給料表適用者と同様の調整を行う必要がある。

医療職給料表(一)の改定については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため国の俸給表に準じた改定を行うものであることから、平成28年4月に遡及して実施する必要がある。

#### イ 扶養手当の改定

扶養手当については、人事院において、手当をめぐる状況の変化や子に要する経費の実情等を踏まえ、手当額の見直しが勧告されたところである。本県の扶養手当制度はこれまで国家公務員の制度との均衡を基本としてきたところであり、以下のとおり、本県においても民間事業所の状況や県職員の状況についても考慮したうえで検討を行った。

平成28年の「職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、83.3%の事業所が家族手当制度を有し、そのうち97.2%の事業所が配偶者に家族手当を支給している。また、配偶者に家族手当を支給する事業所のうち、78.7%の事業所では手当の支給要件として配偶者の収入による制限が設けられている。

他方で、配偶者に係る手当について、見直し予定があるとする事業所が5.5%あるほか、税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等によっては、見直しを検討するとする事業所も10.7%ある。県職員についてみると、配偶者が扶養親族に含まれる職員の割合は24.9%（平成27年は25.8%）と減少傾向にあり、また配偶者のみを扶養親族とする職員の割合も6.29%（平成27年は6.57%）と減少傾向にある。

このような配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が本県において生じていること、これまで本県の扶養手当制度は国家公務員の制度との均衡を基本としていること、及び本県において「子育てし大県さが」として子育て環境の改善に取り組んでいることに鑑みると、本県においても扶養手当の見直しが必要と考えられる。

このため、本県においても、国家公務員における改定に準じ、配偶者に係る扶養手当の額を引き下げるとともに、子に係る扶養手当の額を引き上げる改定を行う必要がある。

#### ウ 再任用職員の給与

再任用職員の給与について、平成28年の人事院の報告では、再任用職員の勤勉手当について「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定することとされたところである。

本委員会においても、本県の人事評価制度の運用状況を踏まえながら、任命権者における今後の再任用制度の運用状況にも留意するとともに、引き続き、民間の再雇用者の給与の動向並びに国及び他の都道府県の動向を注視し、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

#### エ 獣医師の処遇改善

現在の本県の獣医師に対する初任給調整手当の通算支給額は、九州他県と比べて低い水準にあり、人材確保の観点から他県と同程度の支給水準を確保するため、初任給調整手当の支給期間を延長し、支給額の据置期間を設け、支給額の逡減期間を短縮する給与面の改善を行う必要がある。



## オ 教職員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある給与体系の確立に向けて検討が進められている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

## カ 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、県職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

平成28年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給は引き下げ、特別給は引き上げることが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割にご理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めてもらいたい。

(参考1)

## 最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
18	10.10	0.01 (57)	— (—)	—	—	—	8.8	0.00 (18)	—	—	—	—
19	10.9	0.17 (646)	0.16 (629)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.35 (1,352)	0.35	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
20	10.10	0.02 (87)	—	—	—	—	8.11	0.04 (136)	—	—	—	—
		4.24 (15,473)	(—)									
21	10.6	△0.21 (△797)	△0.20 (△793)	12.1	勧告 どおり	一部を 除き 勧告 どおり	8.11	△0.22 (△863)	△0.22	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
		4.00 (14,528)										
22	10.5	△0.29 (△1,076)	△0.27 (△1,058)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.10	△0.19 (△757)	△0.19	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
		3.52 (12,723)										
23	10.24	△0.30 (△1,120)	△0.28 (△1,082)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	9.30	△0.23 (△899)	△0.23	12.1	勧告 どおり	勧告と 異なる
24	10.12	△0.03 (△131)	— (—)	—	—	—	8.8	△0.07 (△273)	—	—	—	—
								7.67 (28,610)				
25	10.11	△0.08 (△286)	—	—	—	—	8.8	0.02 (76)	—	—	—	—
		8.04 (27,413)	(—)					7.78 (29,282)				
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
28	10.11	△0.06 (△237)	△0.065 (△217)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり

(注1) 平成20年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
全	人 13,679	人 13,580	人 13,486	人 12,940	人 12,842	人 12,828	人 12,430	人 12,394	人 12,424	人 12,331
行政	3,696	3,589	3,502	3,446	3,394	3,409	3,350	3,335	3,368	3,343
公安	1,634	1,635	1,629	1,629	1,639	1,631	1,615	1,622	1,643	1,646
研究	173	173	175	172	165	165	162	158	159	155
医(一)	84	84	92	11	13	12	7	6	7	8
医(二)	321	314	304	265	255	236	198	196	193	189
医(三)	437	448	451	104	101	97	89	88	81	87
高校	2,463	2,470	2,463	2,462	2,446	2,455	2,343	2,328	2,327	2,298
中・小	4,871	4,867	4,870	4,851	4,829	4,823	4,666	4,661	4,646	4,605

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

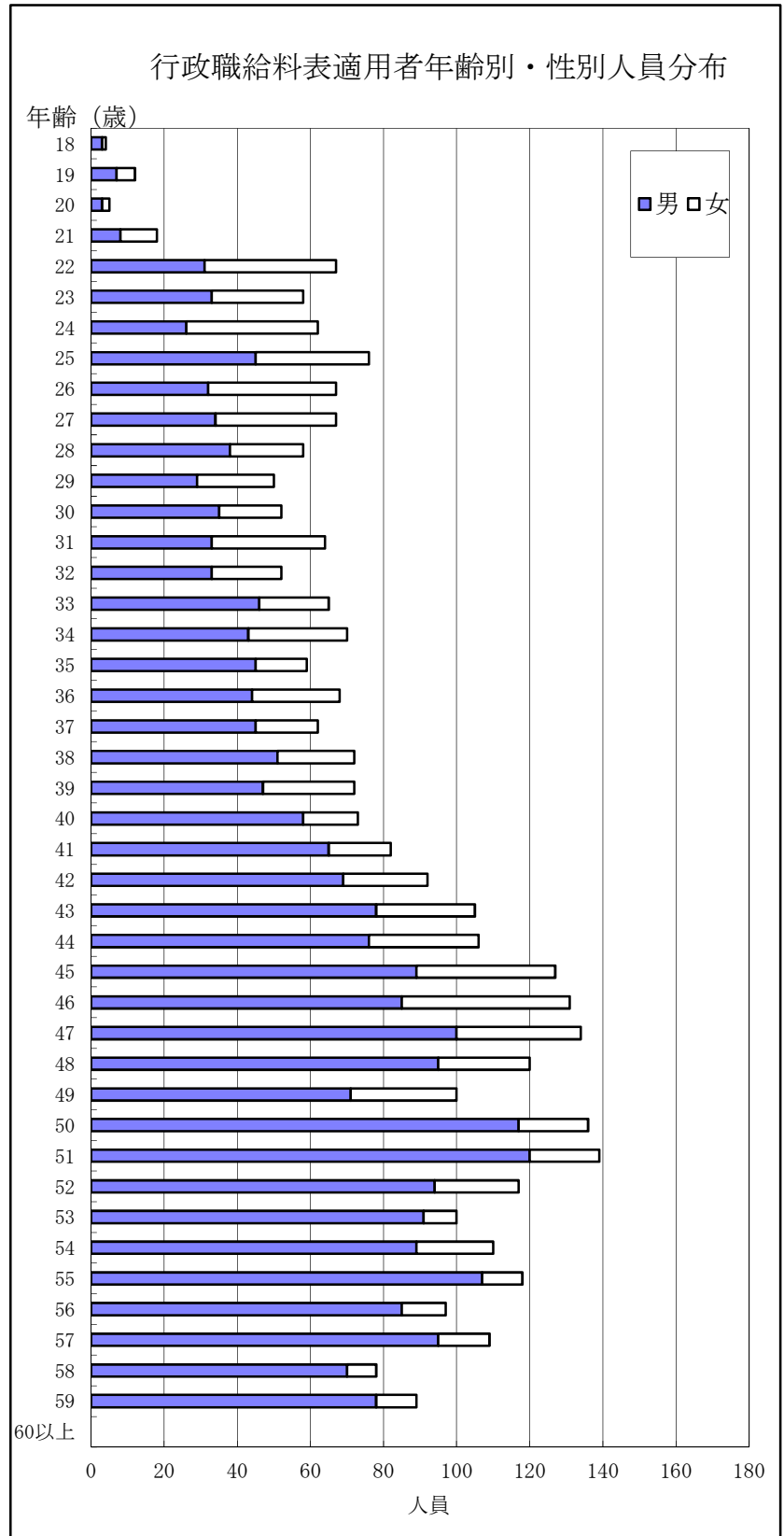
(平成28年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳・月)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	43・9	81.4%	6.2%	12.4%		61.5%	38.5%
行政	43・2	71.8	4.0	24.3		73.1	26.9
公安	38・2	54.3	5.2	40.5		92.7	7.3
研究	44・5	98.7	1.3			83.2	16.8
医(一)	48・11	100.0				75.0	25.0
医(二)	44・8	81.5	18.5			56.1	43.9
医(三)	43・5	89.7	10.3				100.0
高校	44・7	91.6	6.0	2.5		57.1	42.9
中・小	45・8	92.2	7.8			44.6	55.4

(参考4)

行政職給料表別性別、年齢別人員分布 (平成28年4月1日現在)

性別 年齢	性別		計
	男	女	
歳	人	人	人
18	3	1	4
19	7	5	12
20	3	2	5
21	8	10	18
22	31	36	67
23	33	25	58
24	26	36	62
25	45	31	76
26	32	35	67
27	34	33	67
28	38	20	58
29	29	21	50
30	35	17	52
31	33	31	64
32	33	19	52
33	46	19	65
34	43	27	70
35	45	14	59
36	44	24	68
37	45	17	62
38	51	21	72
39	47	25	72
40	58	15	73
41	65	17	82
42	69	23	92
43	78	27	105
44	76	30	106
45	89	38	127
46	85	46	131
47	100	34	134
48	95	25	120
49	71	29	100
50	117	19	136
51	120	19	139
52	94	23	117
53	91	9	100
54	89	21	110
55	107	11	118
56	85	12	97
57	95	14	109
58	70	8	78
59	78	11	89
60以上	0	0	0
計	2,443	900	3,343



## 2 公務運営に関する報告

近年、複雑化・高度化する行政需要に対して、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供することが求められており、多彩で優秀な人材を確保しつつ、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが、ますます重要となっている。

本委員会においては、任命権者における大学訪問やインターンシップ制度の実施等と併せて、各種就職活動セミナー等を活用して本県の取組や職務の魅力を発信するなどにより、多くの受験者の確保に努め、また、民間企業への就職志望者にも受験しやすい採用試験を実施するなど採用試験の様々な見直しを進め、任命権者が求める人材の確保に取り組んできた。

また、本県の職員（上記1（1）アの県職員をいう。以下同じ。）の状況を見ると、少子高齢化や核家族化の進展、共働き家庭の増加等に伴い、男女問わず子育てや介護の役割を担う職員が増えており、こうした職員が家庭における役割を果たすとともに、公務においてその能力を十分に発揮することができる環境の整備が重要な課題となっている。さらに、本県においては、40歳以上の職員が全体の約65%を占めていることから（図表1参照）、国と同様、若手・中堅職員の育成や技術・ノウハウの継承といった人事管理・業務遂行上の課題が想定されるところである。

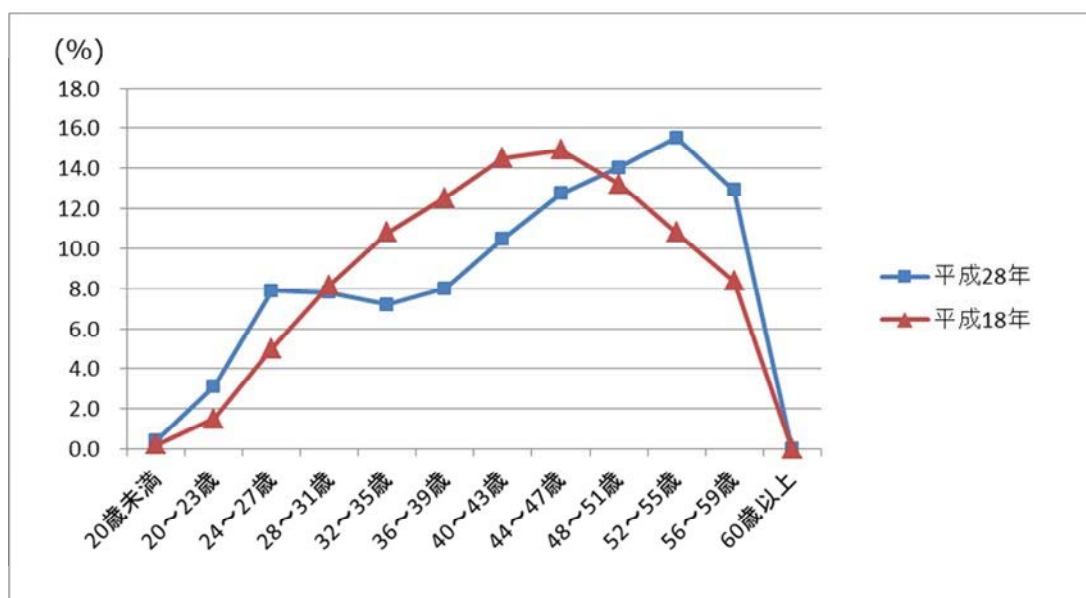
各任命権者においては、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するとともに、平成28年度から導入された新たな人事評価制度等を通じて個々の能力・適性を把握しながら、適材適所の人員配置と人材育成を進めることが必要となっている。

平成28年の人事院勧告においては、10年後、20年後の公務の在り方を見据えて能率的で活力ある公務組織を維持していくため、人事管理全般にわたって総合的な取組を進めていくことが報告されている。

こうしたことを踏まえ、本委員会は、従来の給与等に関する報告のうち公務運営上の諸課題について、次のとおり報告する。

図表1 年齢別職員構成  
構成比

（各年4月1日現在）



職員数

(単位：人)

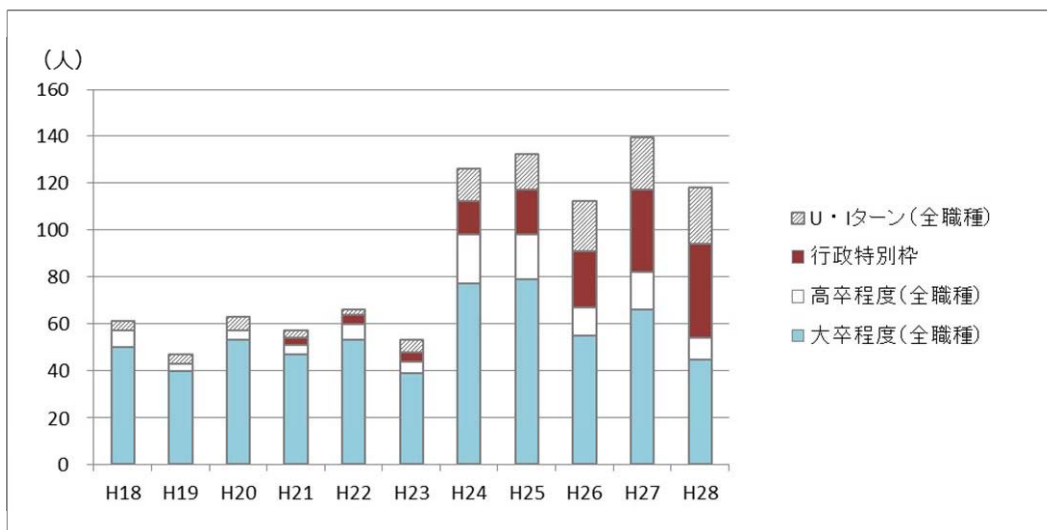
区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
平成18年	29	212	688	1,127	1,493	1,722	1,998	2,050	1,820	1,489	1,152	0	13,780
平成28年	46	377	980	961	892	987	1,294	1,563	1,728	1,906	1,596	1	12,331

(1) 多彩で優秀な人材の確保・育成

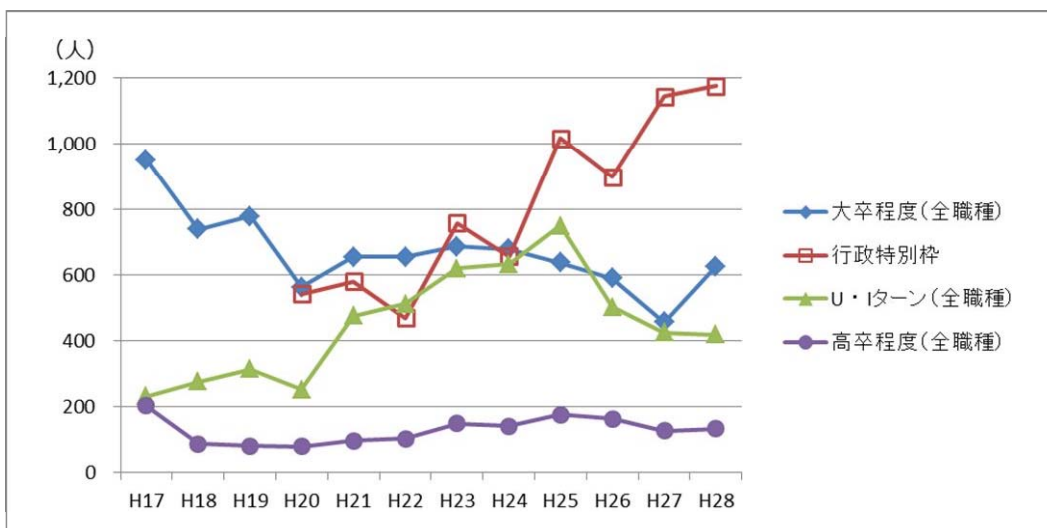
ア 人材の確保・育成

本県においては、これまで採用試験制度の様々な見直しに取り組んできたところである。知事部局においては、複雑化・高度化する行政課題に即応できるよう多彩な人材から構成される組織づくりを目指しており、これを受けて、本委員会において、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験、行政特別枠試験等、多様な採用試験を実施してきた。とりわけ行政特別枠試験については、民間を志望する優秀な人材に対して選択肢の一つとして公務を考えられるよう、試験内容を民間における採用試験に準じたものとするなど、多彩で優秀な人材確保に一定の効果を果たしてきているところである。

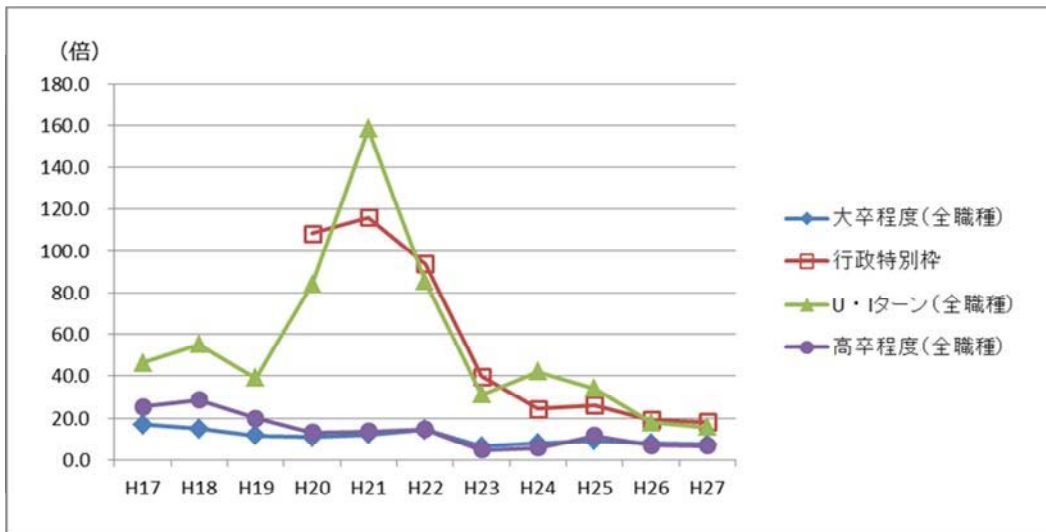
図表2 試験別採用者数の推移 (各年4月1日採用分)



図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



一方で、例えば、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験については申込者数が平成 25 年度をピークに減少傾向にあり、また行政特別枠試験については試験日程の関係から民間や他の都道府県等の採用試験との併願者が多くみられる。さらに、本県が先駆的に実施してきたこれらの試験については、他の都道府県でも導入する自治体が増えてきていることから、人材確保における本県の優位性が薄れつつあり、今後若年層人口の減少が見込まれる中、当分の間多くの職員が定年を迎えることを考え併せれば、職員採用を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想される。

こうしたことから、県への就職を希望する意欲的な受験者をより多く獲得できるよう、採用活動にあたっては、引き続き、先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用して県の取組や職務の魅力をより積極的に発信することが必要である。また、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験においては、移住という視点から佐賀県の住みやすさについて、既採用者やその家族の声を紹介することなども有効と考えられる。

本委員会においては、多彩で優秀な人材を確保するため、任命権者と連携して募集・広報活動の改善を図りながら、任命権者が求める人材について改めて検証し、新たな試験制度の検討についても取り組むこととする。

また、人材の確保とともに育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力を開発し向上を図る研修等を実施するとともに、特に、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れた育成に努めていく必要があると考える。

#### イ 女性職員の登用

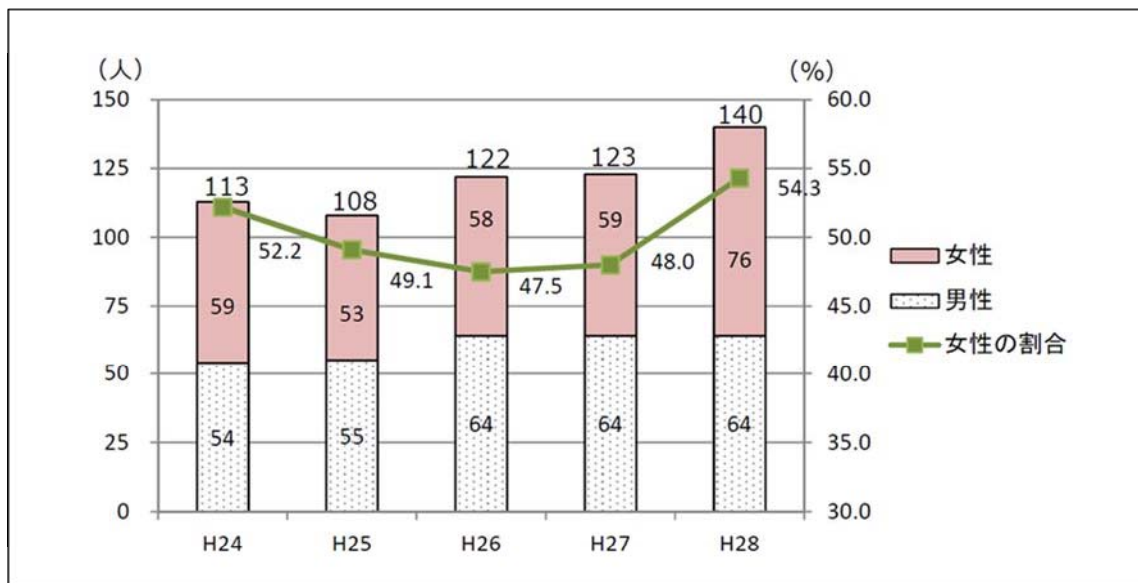
平成 28 年 4 月における本県の職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。）に占める女性職員の割合は 38.5%となっている（上記 1（参考 3）参照）。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された佐賀県特定事業主行動計画においては、その対象となる職員について、平成 32 年度までに課長級以上に占める女性職員の割合を 12%以上とするよう数値目標を設定しており、平成 28 年 4 月現在では、9.8%となっている。

本県の管理職員に占める女性職員の割合は上昇傾向にあるが、今後も性別にかかわらず職員の能力が十分に活用されるよう、キャリア形成の支援や人材育成に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

なお、近年の本県の職員採用試験のうち大学卒業程度試験及び行政特別枠試験における最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、この傾向は継続すると見込まれることから、女性職員の出産や育児に伴う公務運営の在り方についても、検討していくことが必要と考える。

図表 5 大学卒業程度試験及び行政特別枠試験の最終合格者における女性の割合



## (2) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備・活用

地方公務員法の改正により平成 28 年 4 月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする新たな人事評価制度が導入されたところであり、任命権者においては、制度設計、関係規程の整備、制度の試行等を進め、具体的な制度の運用に取り組んでいるところである。

本委員会においても、能力・実績に基づいた人事管理を推進することが職員の士気や組織活力の維持・向上において重要であると考えているところであり、各任命権者は、苦情対応の仕組みを適切に運用しながら、制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくことが肝要である。

## (3) 勤務環境の整備

職員一人ひとりが健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

### ア 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

#### (ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く）

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

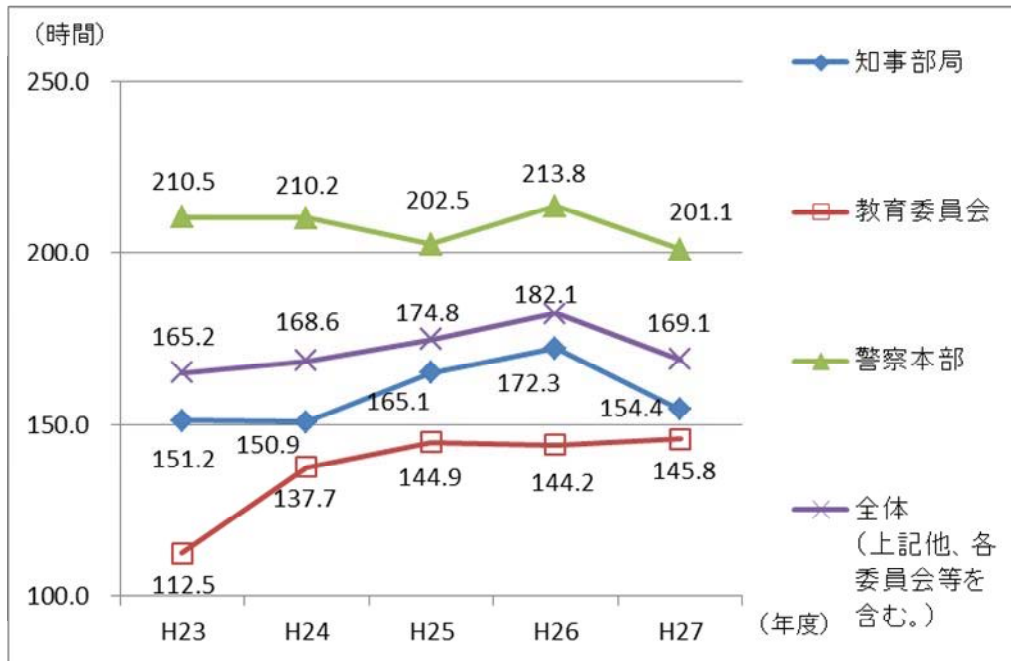
これを受け、各任命権者においては、それぞれの状況に応じて、時間外勤務等の縮減のため、ノー残業デーや原則定時退庁を前提とした朝型勤務の徹底等の取組を進めてきた。

こうした取組の結果、昨年度における職員一人あたりの年間時間外勤務等の時間は、全体として 169.1 時間と、平成 26 年度（182.1 時間）に比べ減少している（図表 6 参照）。なお、教育委員会においては、児童・生徒の減少に伴い職員数が減少していることから総時間数は減少しているものの、職員一人あたりの時間数は若干増加している。

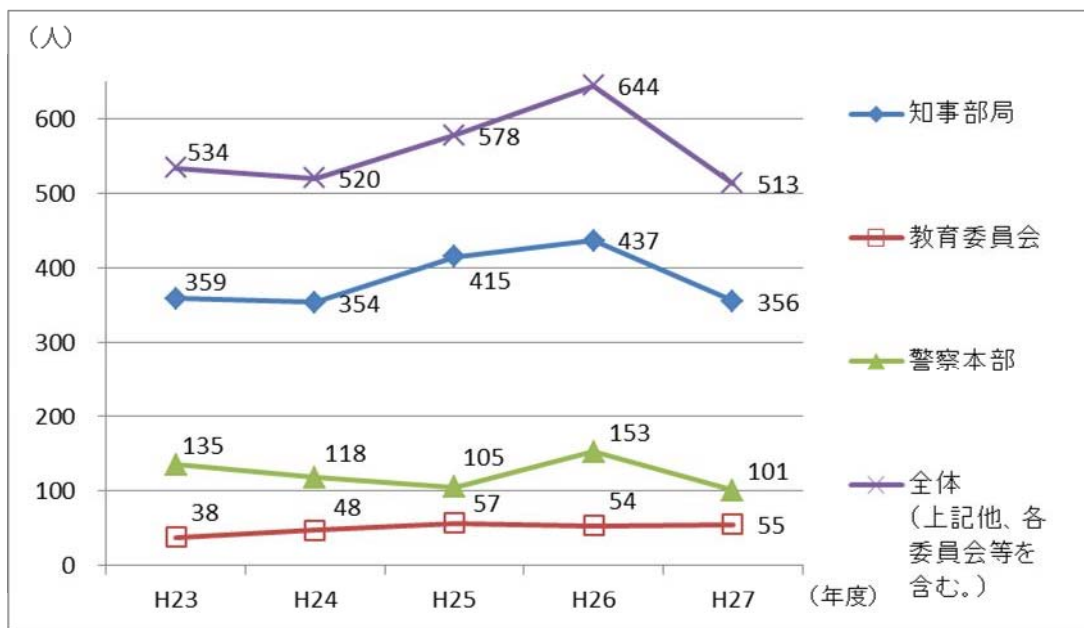
また、年間の時間外勤務等の時間が 360 時間を超えた職員も全体で 513 人と、平成 26 年度の 644 人から減少している（図表 7 参照）。



図表6 職員一人あたりの年間時間外勤務等時間数の推移



図表7 年間時間外勤務等時間が360時間を超える職員数の推移



注 360 時間：労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平 10. 12. 28 労働省告示）に定める 1 年間あたりの限度時間

任命権者は、これまでの時間外勤務等の縮減の取組を検証し、自らが強力なリーダーシップを一層発揮し、管理職員に対する意識改革、業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

なお、労働基準法第 36 条の適用がある事業所においては、長時間労働を抑制するため、時間外労働や休日労働を行う場合、同条に基づく労使協定（以下「36 協定」という。）を締結し、労働時間の延長の限度を定めなければならないこととされている。平成 28 年 4 月 1 日現在対象となっている 95 事業所（知事部局 44、教育委員会 49、警察本部 2）については、全てにおいて 36 協定が締結されているところである。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

OECD 国際教員指導環境調査(2013年度)や文部科学省教員勤務実態調査(平成18年度)では、学校現場において、長時間労働が常態化していることが指摘されている。本県においては、多忙化対策検討会を全市町で開催するなど対策が講じられているところではあるが、学校現場における職務の性格上、長時間労働の解消は他の任命権者と比べて容易でないことも理解できる。

そうした中、平成28年6月17日に文部科学省から、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策の検討結果とともに、学校現場における業務の適正化に向けた支援に取り組む旨の通知がなされた。

今後、この通知を踏まえ、優れた業務改善事例の実践や部活動休養日の設定といった具体的な改善策を講じるなど、これまで以上により実効性のある取組を県教育委員会と市町教育委員会が連携して推進していくことが重要である。

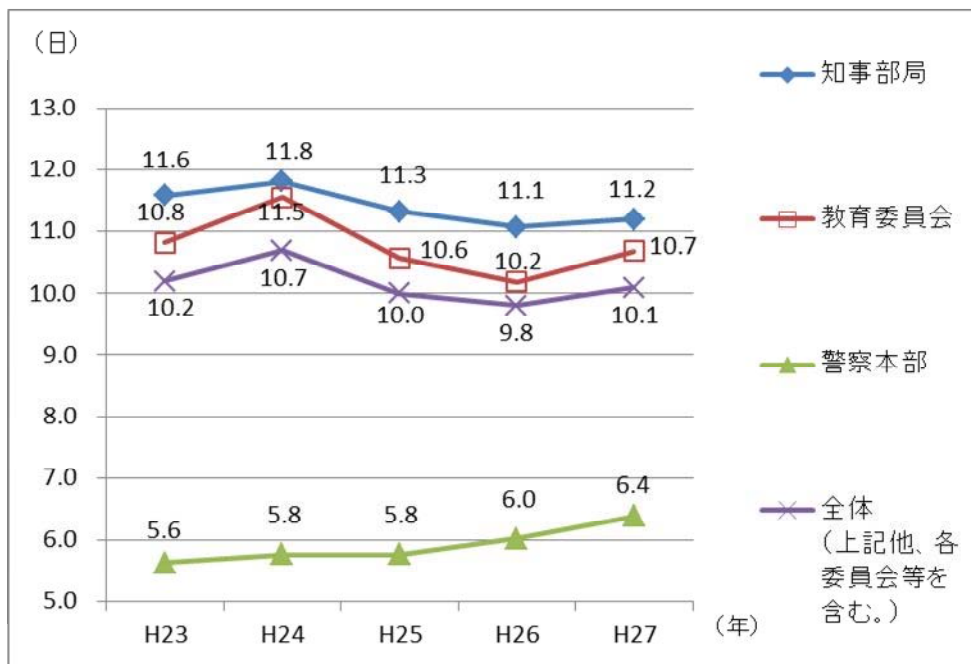
(ウ) 年次休暇の取得促進

平成27年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、10.1日となっており、3年ぶりに増加した(図表8参照)。

年次休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨から与えられるものである。

任命権者は、夏季や連休に合わせた年次休暇の計画的な取得を促進するほか、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりなどに引き続き取り組む必要がある。

図表8 職員一人あたりの年次休暇取得日数の推移

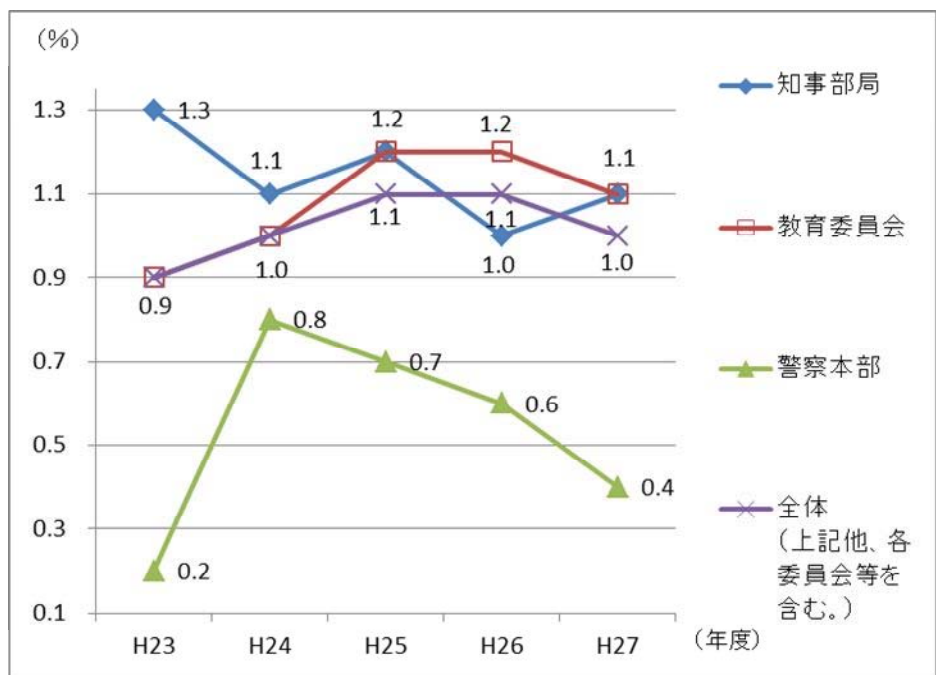


イ 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセリング等様々な取組が実施され、その内容の充実も図られてきた。

平成27年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の1.0%(126人)であり、平成26年度(1.1%)と比べて若干減少しているものの、ここ数年は全職員の1.0%前後で推移している(図表9参照)。なお、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由とした者の割合は、それぞれ43.3%、72.7%にのぼる。

図表9 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法の規定に基づき、週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、事業者は、本人の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。本県の平成27年度の状況をみると、所定労働時間を超えて月100時間以上の労働を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で89.9%、警察本部で49.3%となっており、平成26年度に比べ増加している。一方、教育委員会についても希望者全員が面接指導を受けているとはいえ、その割合は8.5%と依然として他の任命権者に比べ著しく低いものとなっている。

任命権者においては、まずは、長時間労働者が面接指導を受けやすい環境を整備するとともに、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催など安全衛生管理の充実にこれまで以上に取り組む必要がある。

また、管理職員においては、部下の健康管理も重要な職務であることに十分留意して、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、不調者を見逃さないように努め、不調者を発見した場合には速やかに、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応していく必要がある。

#### ウ 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

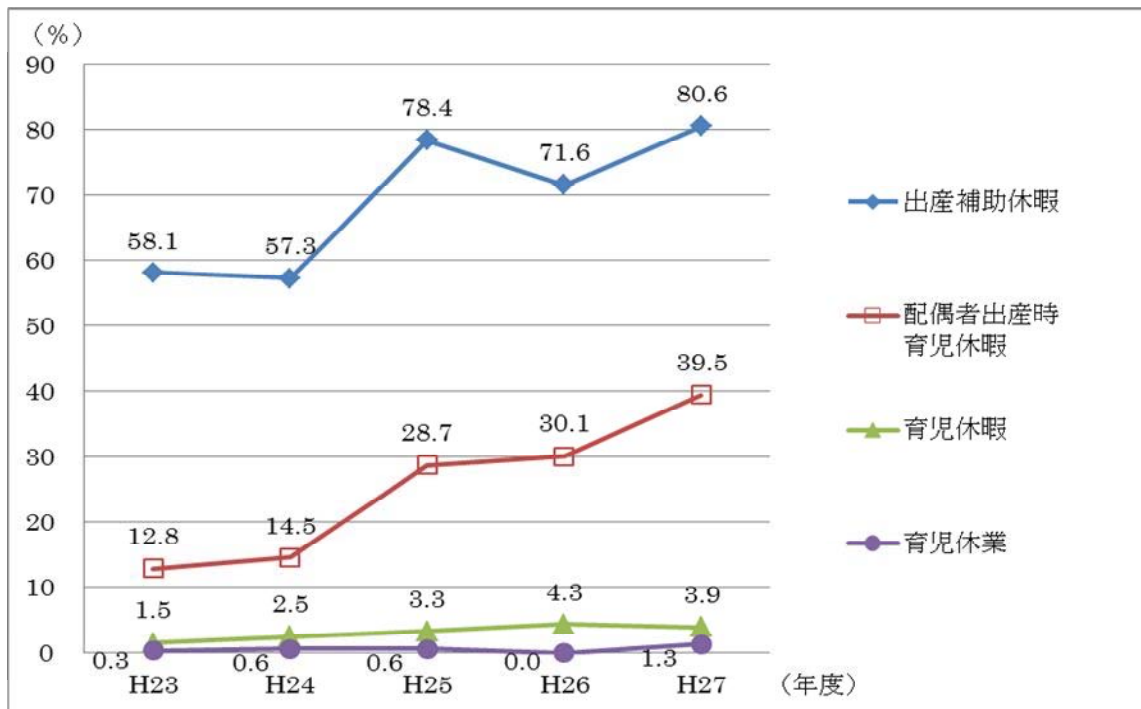
職員が男女の別なく家庭生活における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、その充実を図ってきたところであり、特に、知事部局においては、ICTを活用した在宅勤務等のテレワークを推進するとともに、育休期間中・復帰後における代替職員の配置措置を講じている。

また、任命権者においては男性職員の育児参加に向け、育児等に関する休暇・休業の取得を促しているところであり、全体では、出産補助休暇については80.6%、配偶者出産時育児休暇については39.5%の取得率となっている。その一方で、育児休暇や育児休業については、それぞれ3.9%、1.3%の取得率にとどまっており、任命権者においては、対象職員への周知をさらに図るとともに、管理職員においては、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を積極的に講じる必要がある。

なお、知事部局においては、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指して、所属長による子育て応援プログラムを実施していることから、その取得率は、それぞれ 89.9%、88.4% と全体を上回っているところである。

図表 10 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）等が改正され、介護休暇の分割や介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大等育児や介護と仕事の両立を支援していくための措置が平成 29 年 1 月から講じられることとなった。このことを踏まえ、人事院は、公務においても育児・介護休業法等の改正に即した措置が確保されるよう、関係法令の改正について意見の申出及び勧告を行うとともに、職員の給与に関する報告において介護時間制度の新設に伴う給与の取扱いについて言及しているところであり、本県においても、国に準じた制度の導入について検討する必要がある。

なお、国においては、平成 28 年 4 月から全職員を対象にフレックスタイム制が拡充されたところであり、本県においても、制度の趣旨や本県におけるこれまでのワーク・ライフ・バランスの取組状況及び国や他の都道府県の状況等を踏まえながら、同制度について引き続き検討していく。

#### エ ハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の健康を害し、職員の能力の発揮を阻害するほか、職員に対する県民からの信用を著しく失墜させ、県行政の公正円滑な運営に著しい支障が生じることにもつながる行為である。任命権者においては、これまで、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインの策定やセクハラに関する全職員向けの研修を実施するなど、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止等に努めてきている。

また、職場における妊娠、出産、育児休業や介護休業等の取得等に関するハラスメント（いわゆるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなど）については、社会的にも関心が高まり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律いわゆる「男女雇用機会均等法」や育児・介護休業法において、婚姻、妊娠、出産、育児、介護等を理由にした不利益取扱いを禁止する法整備がなされたところである。

さらに、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント等が新たなハラスメントとして認識されているほか、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている。

こうしたハラスメント等については、公務においても顕在化しない場合が多くあると考えられる。任命権者においては、職員研修等を通じた意識啓発に一層取り組むことはもとより、相談窓口を周知徹底するなどにより、良好な職場環境の整備を図っていく必要がある。

#### (4) 雇用と年金の接続及び再任用制度

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に関しては、平成 25 年 3 月の閣議決定によって、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとされ、併せて、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、段階的な定年引上げも含め、改めて検討することとされている。

平成 27 年 12 月の閣議においては、国家公務員制度担当大臣から、平成 28 年 4 月からの年金支給開始年齢の 62 歳への引上げに当たっては、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応することが適切である旨の発言があり、地方公務員についても、総務大臣から同様の要請がなされたところである。

本県においても、定年退職者のうち希望した者の再任用が行われているところである。再任用制度は職員が培ってきた多様な専門的知識・技術や経験の継承に有効である点にも留意し、引き続き、国の検討状況を注視しながら、年金支給開始年齢に達するまでの雇用と年金の接続を図る必要がある。

図表 11 平成 28 年度の再任用の状況

(人)

		計	知事部局	教育委員会	警察本部
平成 28 年度再任用職員数		322	119	172	31
内訳 1	フルタイム	174	1	142	31
	短時間	148	118	30	0
内訳 2	継続（平成 26 年度末以前退職）	186	81	92	13
	新規（平成 27 年度末退職）	136	38	80	18
平成 27 年度末定年退職者総数		363	97	216	50

#### (5) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分に至る事例は平成 27 年度 6 件（知事部局 1 件、教育委員会 5 件）となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の順守に努めることが肝要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発を実施するなど実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

### 3 給与関係規則及び運用通知の改正状況

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等を行った。

#### （１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行年月日 (適用年月日)	規則名	概要
26	H28. 10. 4	H28. 10. 5	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成 28 年 10 月 5 日付けの組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の区分の改正を行った。
27	H28. 11. 30	H28. 12. 1	平成 28 年 12 月に支給する期末手当の特例措置に関する規則	<p>佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴い以下の規定を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までに新たに職員となった者で、減額調整を行う給料等の月額算定の基準となる日を減額改定対象職員となった日としない職員</li> <li>平成 28 年 4 月 2 日から基準日（同年 12 月 1 日）までに新たに職員となった日が 2 以上ある職員の調整額の算定の基準となる日</li> <li>平成 28 年 4 月 1 日から基準日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、「人事委員会規則で定める期間」がある職員については、当該期間を調整の対象としないが、その「人事委員会規則で定める期間」の規定及び調整の対象としない「人事委員会規則で定める月数」</li> <li>平成 28 年 6 月に支給された期末手当について、平成 28 年 6 月 1 日に減額対象職員であった者で、任用の事情を考慮して減額調整の対象としない職員</li> <li>調整額を求める際の端数処理</li> <li>平成 23 年 12 月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成 23 年佐賀県人事委員会規則第 34 号）の廃止</li> </ul>
28	H28. 11. 30	H28. 4. 1 (H29. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	<p>佐賀県職員給与条例等の一部改正に伴い以下の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職に支給される初任給調整手当の支給額の改定</li> <li>研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要</li> </ul>

規則番号	公布年月日	施行年月日 (適用年月日)	規則名	概要
				とするものに支給される初任給調整手当の支給期間等の改正
29	H28. 11. 30	H28. 12. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正により、勤勉手当の成績率の上限を改めた。
30	H28. 11. 30	H28. 12. 1	特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部改正に伴い、平成28年4月1日から同年11月30日までの間に特地公署に勤務することとなった職員について、支給額の算出基礎となる特地勤務手当基礎額及び特地勤務手当に準ずる手当基礎額について規定した。
31	H28. 11. 30	H28. 12. 1	平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴い以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・切替日以降に給料表間異動をした場合等に該当する職員に係る経過措置額の算定基礎となる額について、改正給与条例の施行日において減額改定対象職員等である者にあつては当該額に100分の99.935を乗じて得た額とすることを規定</li> <li>・切替日以降に人事交流等により採用された職員に係る経過措置額の算定基礎となる額について、基準日において減額改定対象職員等である者にあつては、当該額に100分の99.935を乗じて得た額とすることを規定</li> </ul>
32	H28. 12. 27	H29. 1. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正によって介護部分休暇が新設されることに伴い、勤勉手当に係る勤務期間から除算する期間について改正を行った。
33	H28. 12. 27	H28. 12. 27 (H28. 12. 1) (H29. 1. 1)	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び国立研究開発法人水産総合研究センター法の改正に伴い、法人名称の改正を行った。</li> <li>・佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。</li> <li>・職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により介護部分休暇が新設されることに伴い、休職期間等換算表の改正を行った。</li> </ul>

規則番号	公布年月日	施行年月日 (適用年月日)	規則名	概要
1	H29. 1. 6	H29. 1. 10	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年 1 月 10 日付けの組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
2	H29. 1. 6	H29. 1. 10	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年 1 月 10 日付けの組織改正等に伴い、管理又は監督の地位にある職員を追加する改正を行った。
6	H29. 3. 28	H29. 4. 1	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、扶養手当に係る届出の規定を引用している箇所について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間の読み替え規定を設けることとした。
7	H29. 3. 28	H29. 4. 1	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とする行政職給料表 9 級に相当する職員、手当額を 3,500 円とする行政職給料表 8 級に相当する職員について規定した。
8	H29. 3. 31	H29. 4. 1	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	平成 29 年 4 月 1 日付けの学校の統合に伴い、へき地手当の指定を受けている学校について、名称を変更する改正を行った。
9	H29. 3. 31	H29. 4. 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
11	H29. 3. 31	H29. 4. 1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	以下の改正を行った。 ・平成 29 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、級別基準職務表の改正を行った。 ・休職者等が復職した際の給料額の取扱いについて定めている「休職期間等換算表」について、組合専従者が復職した場合における専従期間の取扱いを定める改正を行った。
12	H29. 3. 31	H29. 4. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、管理又は監督の地位にある職員を追加及び変更する改正を行った。



(2) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委54	H28. 4. 22	H28. 4. 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について	管理職手当の支給要件の基準を以下のとおり改めた。 ・義務教育学校は、中学校の校種に含めることとした。 ・小中一貫校及び中高一貫校について、校長が併設校を兼務する場合は、併設校分の学級数を合算し、上位の校種の区分に含めることとした。
人委627	H28. 11. 30	H28. 12. 1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の上限額を改めた。
人委637	H28. 11. 30	H28. 4. 1	初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部改正により、特に必要と認めて承認した職員に対し支給する初任給調整手当の月額及び支給期間の改正を行った。
人委649	H28. 11. 30	H28. 12. 1	給料の調整額に関する規則の調整基本額についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴い、調整基本額の改正を行った。
人委700	H28. 12. 28	H29. 1. 1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により介護部分休暇が新設されることに伴い以下のとおり改正を行った。 ・介護部分休暇を取得した職員に係る期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額について改正を行った。 ・介護部分休暇の承認を受けて勤務しなかった機関の計算にあたっては、「日」を単位とする改正を行った。
人委710	H28. 12. 28	H29. 1. 1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正によって介護部分休暇が新設されることに伴い、介護部分休暇について、昇給の勤務成績判定期間における勤務していない日数として取り扱わないこととし、あわせて、育児休業及び介護休暇についても同様の取扱いとする改正を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委 915	H29. 3. 28	H29. 4. 1	扶養手当の運用に ついての一部改正 について	佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学 校職員給与条例の一部改正による条項移動に伴う 所要の規定の整理等を行った。
人委 917	H29. 3. 31	H29. 4. 1	期末手当及び勤勉 手当の運用につい ての一部改正につ いて	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立 学校職員給与条例等の一部改正に伴い、勤勉手当 の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の 上限額を改めた。
人委 938	H29. 3. 31	H29. 4. 1	初任給調整手当の 運用についての一 部改正について	平成 29 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、医師に 対する初任給調整手当の支給対象の職が置かれて いる公署を追加する改正を行った。
人委 949	H29. 3. 31	H29. 3. 31	災害応急作業等手 当の運用について の一部改正につい て	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内 に新事務本館が建設されたことに伴い、災害応急 作業等手当の支給対象となる作業の場所について 改正を行った。

#### 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

##### (1) 研修、表彰等による昇給（第38条第1号及び第2号）

任命権者ごとに包括承認しており、実施した場合には年度終了後1月以内に報告させることとしている。

部局別			研修 (第38条第1号)	表彰等 (第38条第2号)	計
知事部局			人	人	人
教育委員会	教育庁				
	学校	教育職員	県立学校	15	15
		中学校	8	8	
		小学校	19	19	
		一般職員	3	3	
警察本部	警察官		4	18	22
	一般職員				
計			4	63	67

##### (2) その他

部局			条項	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則			
				第17条	第18条	第20条 第3項	第24条 第3項
知事部局			8人	人	人	人	
教育委員会	教育庁		3				
	学校	教育職員	県立学校	3			
		中学校	12				
		小学校	14				
		一般職員					
警察本部	警察官		17	1	2		
	一般職員		3	1			
計			60	2	2		

(注1) 第17条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第18条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第20条第3項：昇格前の職の級の在級年数が1年未満の者を昇格させる場合の承認

第24条第3項：降格となった職員の号給の決定

(注2) 各種委員会は知事部局に含む。

## V 職員の勤務条件関係事務

### 1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

#### (1) 事業場の区分

##### ①佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 総合看護学院 有田窯業大学校 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場	教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	畜産試験場 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 県税事務所 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く) 中央児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所	教育庁 教育事務所	警察本部(自動車 整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

平成28年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解 雇 予 告 除 外 認 定	2	3			5
3 6 協 定 届	44	49	2		95
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告					
有機溶剤中毒予防規則の 一部除外認定			1		1

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る平成 28 年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	4			5
	休止中		1			1
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中		1			1
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

平成 28 年 8 月～平成 29 年 2 月

b 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	13	9	3		25

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、病気休暇・病気休職の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

衛生推進者の氏名の未周知、呼吸用保護用具の備えがない、保護衣等の備えがない、第一類、第二類、第三類物質を取り扱う作業場への立入禁止の表示がされてない等、事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

## 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表（１）、（２）及び（３）のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

### （１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
34	H28.12.27	H29.1.1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員の育児休業等に関する法律及び佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部が改正され、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大したことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子（実子及び養子）に加えて、次に掲げる「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」を含めることとされたことにより、「当該子の親」についても、同様に対象を拡大した。               <ol style="list-style-type: none"> <li>（１） 特別養子縁組を成立させるために職員が監護している子</li> <li>（２） 養子縁組里親に委託されている子</li> <li>（３） 実親等の拒否により、養子縁組を希望する里親に（養子縁組が前提でない）養育里親への委託という形で委託されている子</li> </ol> </li> <li>・里親委託措置が解除された場合等について、養育状況変更届の提出を求めることとした。</li> <li>・引用条項を改正した。</li> <li>・様式第1号から第5号までについて、所要の改正を行った。</li> </ul>
35	H28.12.27	H29.1.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、育児に係る勤務時間及び休暇等に関し、対象となる子について、育児休業等と同様に「法律上の親子関係に準ずる関係の子」まで範囲を拡大されたことによる所要の改正を行った。</li> <li>・介護休暇等に関する祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件を撤廃した。</li> <li>・介護休暇について、取得可能期間を3分割して取得可能とされたことによる所要の改正を行った。</li> <li>・引用条項を改正した。</li> <li>・様式第1号、第2号、第5号について、所要の改正を行った。</li> </ul>
13	H29.3.31	H29.4.1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法が改正され「養子縁組里親」の定義が規定されたことにより、育児休業等の対象となる子の親について、上記に該当する職員の表記を改正した。</li> </ul>
14	H29.3.31	H29.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法が改正され「養子縁組里親」の定義が規定されたこと等により、育児を行う職員に対する勤務時間等に関する措置の対象となる子について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下、「勤務時間等条例」という。）第7条第1項の「人事委員会規則で定める者」のうち、上記に該当する職員の表記を改正した。</li> <li>・勤務時間等条例第21条第2項に基づき人事委員会が定める育児休暇の期間から差し引く期間を取得する男性職員以外の親の定めのうち、上記に該当する職員の表記を改正した。</li> </ul>

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
5	H29. 3. 23	H29. 3. 23	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部が改正されたことにより、配偶者同行休業の期間の再度の延長の申請手続きを定めた。</li> <li>・配偶者同行休業承認申請書（様式）について所要の改正を行った。</li> </ul>

(2) 告示の制定又は改正等

なし。

(3) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委715	H28. 12. 28	H29. 1. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、介護休暇の分割取得が可能とされたこと及び介護のための所定労働時間短縮措置を新設されたこと等に伴い、介護休暇について、条例第24条第1項に規定する「指定期間」の延長・短縮について、延長の申出は、できる限り延長前の末日の1週間前までに行うものとし、短縮の申出は、できる限り短縮後の末日の1週間前までに申し出るものとした。</li> <li>・指定期間について、除算日に引き続く週休日がある場合は、当該週休日も除算して指定するものとした。</li> <li>・指定期間の初日から末日までが2週間未満である場合における介護休暇の請求期間について定めた。</li> <li>・介護のための所定労働時間短縮措置(介護部分休暇)を新設されたことによる所要の改正を行った。</li> <li>・条項ずれを改正した。</li> </ul>
人委947	H29. 3. 31	H29. 4. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の改正による条項ずれを改正した。</li> </ul>

### 3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則等の改正は、平成28年度はなかった。

(2) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、平成28年度はなかった。



## VI 公平委員会の受託事務関係

### 1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、平成29年3月31日現在で7市10町19一部事務組合2広域連合（計38団体）である。

### 2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、平成28年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び平成29年3月31日現在係属している事案はない。

### 3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、平成28年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び平成29年3月31日現在係属している事案は以下のとおりである。

区 分		平成 27 年度末 (H28. 3. 31) 係属件数	平成 28 年度		平成 28 年度末 (H29. 3. 31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降級				
	降任				
	休職				
	免職				
懲 戒 処 分	戒告				
	減給				
	停職				
	免職		1		1
その他（転任など）					
合 計		0	1	0	1

### 4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から平成28年度中に相談のあった事例はなかった。

## 5 職員団体事務

### (1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。平成 28 年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年佐賀県人事委員会規則第 15 号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
24	H28. 5. 24	H28. 5. 24	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職 (大町町) 出先機関 義務教育学校の「校長」「副校長」「教頭」</p> <p>○指定から除外した職 (大町町) 出先機関 小中学校の「校長」「副校長」「教頭」「事務長」（学校運営支援室長の職にある者に限る。）</p>
25	H28. 6. 24	H28. 6. 24	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職 (上峰町) 本庁 町長部局（出納室を含む。）の「室長」</p> <p>○名称を変更した職 (小城市) 本庁 教育委員会事務局の「教育部長」⇒「部長」</p>

## (2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		H28 年度の 登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市 職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 有馬 秀雄	102	S43. 4. 13	H28. 8. 10 役員の変更
鹿島市 職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 岡 和則	106	S42. 6. 13	H28. 8. 18 役員の変更
太良町 職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 若芝 躍次	108	S43. 3. 29	H28. 9. 7 役員の変更
自治労武雄市 職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 後藤 英明	110	S61. 11. 11	H28. 9. 20 役員の変更
自治労基山町 職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 寺崎 博文	111	S62. 9. 11	H28. 9. 27 役員の変更
多久市 職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 田崎 義隆	115	H 5. 11. 25	H28. 6. 14 役員の変更 H28. 11. 8 役員の変更
小城市 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 熊手 達夫	117	H17. 4. 7	
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 嬉野 透	118	H17. 8. 25	H28. 9. 27 役員の変更
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 大串 恭隆	120	H17. 12. 7	H28. 8. 31 役員の変更



シンフォニー  
人と自然と文化の交響県・佐賀

佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

## 佐賀県人事委員会事務局

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

Tel 0952-25-7241 Fax 0952-25-7323

URL <https://www.pref.saga.lg.jp/web/jinjiiin/jinji-iiin.html>

E-mail [jinjii@pref.saga.lg.jp](mailto:jinjii@pref.saga.lg.jp)